

企業立地に係る優遇制度等について

平成25年2月

鴨川市企画政策課

目 次

1	はじめに	1
2	国における企業立地に関する優遇制度	
(1)	企業立地に関する支援制度	2
(2)	税制面の優遇制度	9
3	千葉県における企業立地に関する優遇制度	
(1)	千葉県立地企業補助金	10
(2)	税制面の優遇制度	12
(3)	融資制度	13
4	県内市町村における企業立地に関する優遇制度	
(1)	優遇制度の制定状況	15
(2)	優遇制度に関する根拠条例等	16
(3)	優遇制度一覧表	17
5	鴨川市における企業立地に関する優遇制度	
(1)	企業誘致に関する支援	29
(2)	税制面の優遇制度	30
(3)	その他の支援制度	31
6	旧鴨川市における企業等誘致委員会への付議案件（一覧）	34
	【添付】	
	鴨川市企業等誘致に関する条例	36
	鴨川市企業等誘致に関する条例施行規則	38
	鴨川市過疎地域における固定資産税の不均一課税に関する条例	39
	鴨川市過疎地域における固定資産税の不均一課税に関する条例 施行規則	41
	鴨川市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に 関する条例	42
	鴨川市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に 関する条例施行規則	43
	鴨川市税条例（抜粋）	44
	鴨川市中小企業資金の融資に関する条例	45
	鴨川市中小企業資金の融資に関する条例施行規則	49

1 はじめに

我が国の生産活動は、バブル経済崩壊後の長引く景気の低迷から、ようやく緩やかな回復基調を見せ始めたことから、国においては平成19年に「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」いわゆる「企業立地促進法」を制定し、都道府県及び市町村による地域の強みと特性を踏まえた産業集積の形成及び活性化により更なる底上げを図ったものの、平成20年のリーマンショックによる世界的な需用の減退により輸出産業を中心に生産が落ちこんでいる。

また、アジア諸国との比較による法人税の割高感や円高の進行等による国際競争力の低下に加え、新興国の経済発展に伴い生産拠点の海外シフトが強まっている。

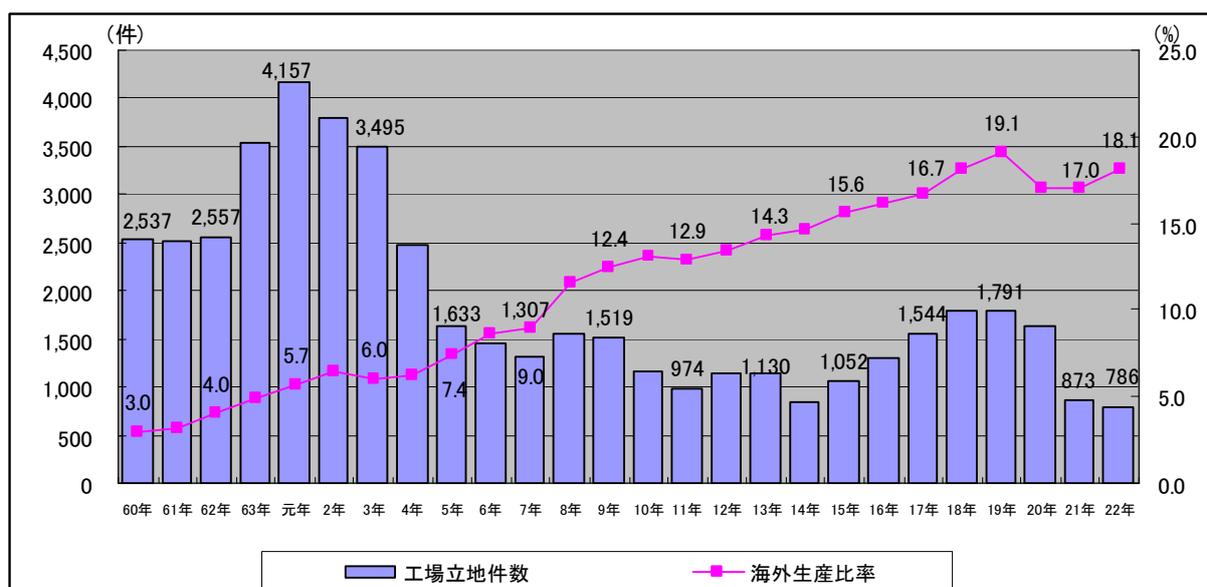
経済産業省が実施している工場立地動向調査の結果によると、平成22年の国内企業立地件数は786件で、平成19年の1,791件の半数以下であるとともに、平成元年の4,157件の2割程度に止まるなど、回復基調以前の水準にまで落ち込んでいる。

このような経済情勢を踏まえ、千葉県においては、平成22年4月に策定された「輝け！ちば元気プラン」の重点施策に「新事業・新産業の創出と企業立地の促進」を掲げ、成長分野の振興と企業立地の促進、県内企業による新製品・新技術の開発への支援などにより、地域経済の活力向上を図ることとし、高い技術力・開発力を誇る企業の集積や、新事業・新産業の創出を進める上で本県の優位性を十分に活用し、新規成長分野の振興を図るとともに、県内企業による新製品・新技術の開発の活発化を図ることとしている。

更には、企業立地促進法の活用などにより、地域に定着し発展していく企業を県内に誘致するとともに、県内企業の移転・増設などを通じた事業の高度化を図り、雇用の場の確保や地域の経済的な活力の向上を目指すこととしている。

【参考】

工場立地動向と海外生産比率



※国内全法人ベースの海外生産比率＝現地法人(製造業)売上高/(現地法人(製造業)売上高+国内法人(製造業)売上高)×100.0

資料:経済産業省「工場立地動向調査」及び「海外事業活動基本調査」より作成

2 国における企業立地に関する優遇措置

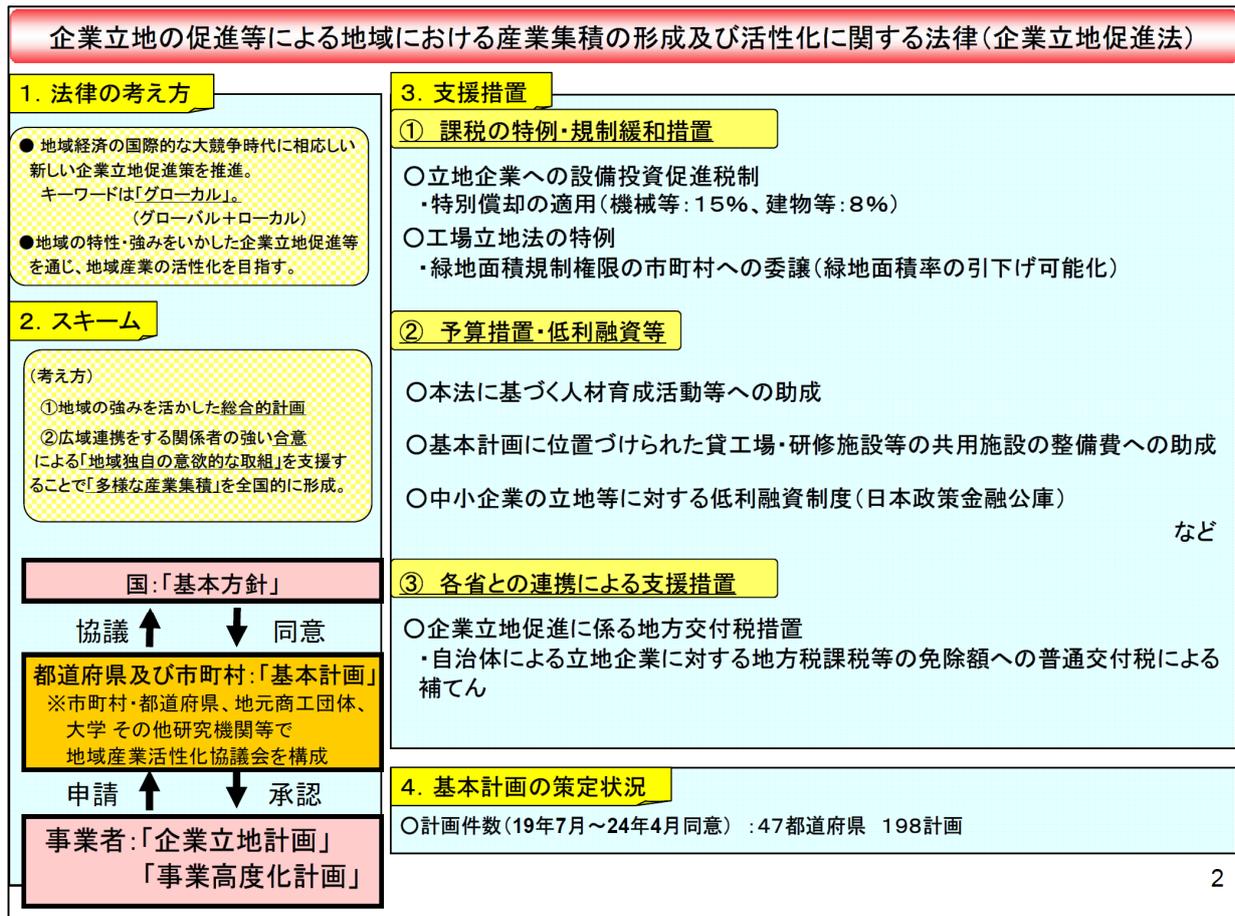
(1) 企業立地に関する支援制度

1) 企業立地促進法【経済産業省】

① 企業立地促進法とは

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年 5 月 11 日法律第 40 号）即ち「企業立地促進法」は、地域における産業集積の形成及び活性化のために地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組みを効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域経済の自律的発展の基盤の強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的に平成 19 年 6 月 11 日に施行された。

この法律に基づき、都道府県及び市町村が地域の特色を生かした産業集積のための基本計画を策定し国の同意を受けた場合には、この基本計画に基づいて実施する事業について、一定の支援が受けられるというもの。



② 企業立地促進法に基づく千葉県における基本計画

計画名称 (同意年月)	集積区域
東葛地域基本計画 (平成 20 年 6 月)	市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市(11 市)
君津地域基本計画 (平成 20 年 3 月)	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市 (4 市)
アクアライン・圏央道沿線地域基本計画 (平成 22 年 2 月)	館山市、木更津市、茂原市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、いすみ市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町 (11 市 8 町 1 村)
成田空港・圏央道沿線地域基本計画 (平成 22 年 2 月)	銚子市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、香取市、山武市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町(14市8町)
千葉市地域基本計画 (平成 22 年 3 月)	千葉市(1 市)

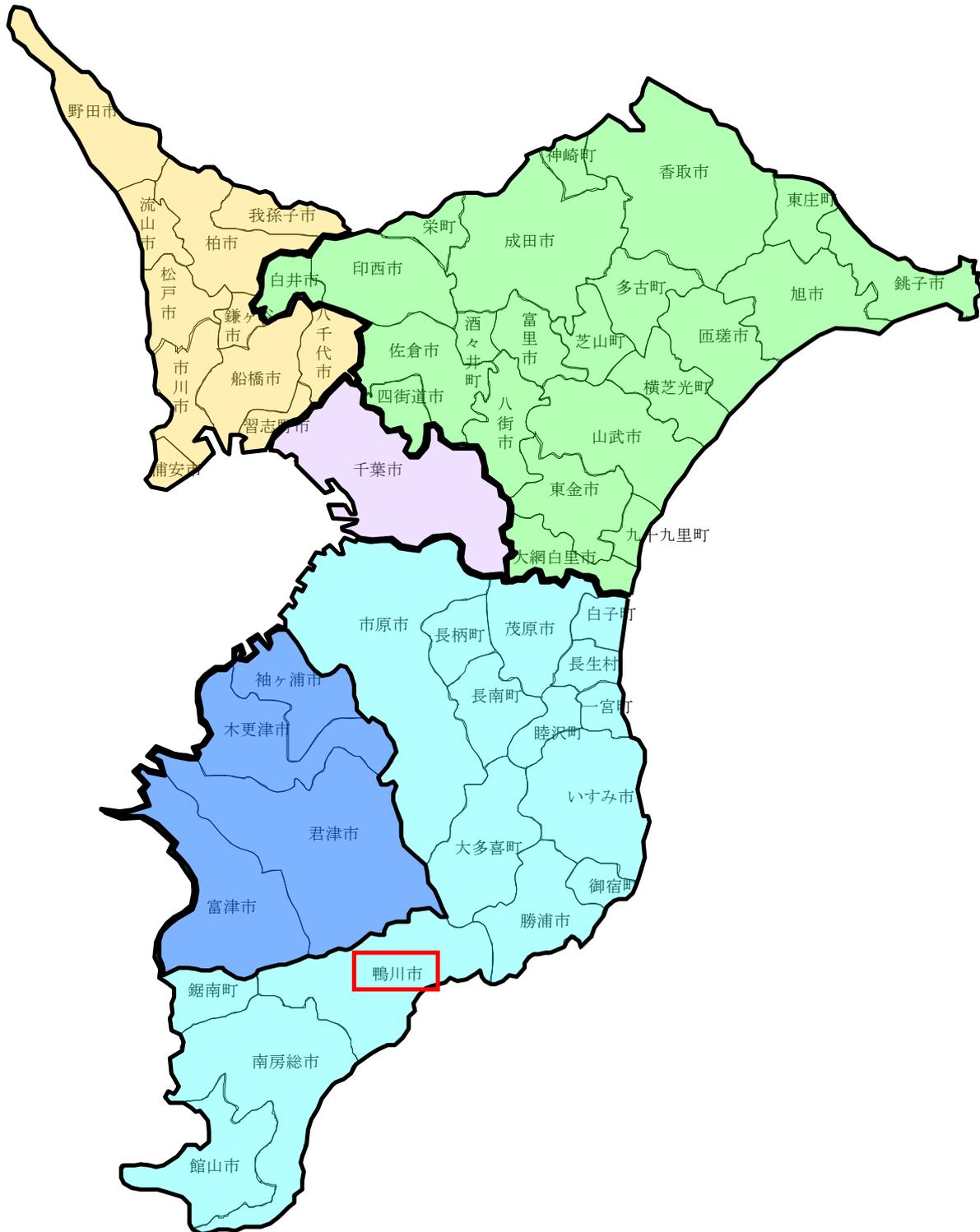
③ アクアライン・圏央道沿線地域基本計画の概要

項目	内容
集積区域	本市を含む 11 市 8 町 1 村
計画期間	平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間
具体的な成果目標	集積区域における集積業種全体の付加価値額 現状：1 兆 4, 7 8 7 億円 目標：1 兆 5, 5 2 6 億円(伸び率 5. 0%)
重点的に企業立地を図るべき区域	①かずさアカデミアパーク(木更津市・君津市) ②かずさアクアシティ(木更津市) ③潤井戸地区(市原市) ④富津地区工業用地(富津市)
指定集積業種	臨海コンビナート関連産業、新エネルギー関連産業、ものづくり関連産業、食品関連産業、観光関連産業
具体的な業種	(日本標準産業分類上の業種名)
臨海コンビナート関連産業	化学工業(医薬品製造業を除く)、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業(こん包業に限る)、学術・開発研究機関(自然科学研究所に限る)
新エネルギー関連産業	化学工業(医薬品製造業を除く)、非鉄金属製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、学術・開発研究機関(自然科学研究所に限る)

ものづくり関連産業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く）、木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（武器製造業を除く）、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業（鉄道車両・同部品製造業を除く）、その他の製造業、通信業（その他の固定電気通信業に限る）、情報サービス業、インターネット附随サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業（こん包業に限る）、学術・開発研究機関（自然科学研究所に限る）
食品関連産業	農業（植物工場〔環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培施設をいう〕に限る）、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く）、パルプ・紙・紙加工品製造業（紙製容器製造業に限る）、プラスチック製品製造業（プラスチック製容器製造業に限る）、窯業・土石製品製造業（ガラス容器製造業に限る）、金属製品製造業（ブリキ缶・その他めっき板等製品製造業に限る）、生産用機械器具製造業（食品機械・同装置製造業、包装・荷造機械製造業に限る）、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業（こん包業に限る）、飲食料品卸売業、学術・開発研究機関（自然科学研究所に限る）
観光関連産業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く）、飲食料品卸売業、宿泊業（旅館、ホテルに限る）
指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標	○指定集積業種の企業立地件数 目標数値：50件
	○指定集積業種の製品出荷額の増加額 目標数値：7,783億円
	○指定集積業種の新規雇用創出件数 目標数値：1,800人

企業立地促進法に係る千葉県の基本計画

- アクアライン・圏央道沿線地域基本計画（11市8町1村）
- 成田空港・圏央道沿線地域基本計画（13市9町）
- 東葛地域基本計画（11市）
- 千葉市地域基本計画（1市）
- 君津地域基本計画（4市）



④ 成長産業・企業立地促進等施設整備費補助金

企業立地促進法に基づき国の同意を受けた基本計画で定められた集積区域内において企業立地の促進及び産業集積による産業の競争力強化に資する共用施設等の整備が行われる場合に、この整備に要する経費の一部を助成。

区 分	内 容
対象事業	産業の競争力強化に資すると認められる施設又は機器の整備事業
対象施設等	貸工場、貸事業場、試作・検査機器 (主として中小企業者又は個人の利用に供されるものであること)
補助率	補助対象経費の1/2以内
補助対象者	一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、(地方)独立行政法人、第三セクター、PFI事業者等
申込み方法	経済産業省への応募

⑤ アクアライン・圏央道沿線地域基本計画における支援策

企業立地や事業高度化を行う事業者は、「企業立地計画」または「事業高度化計画」を作成し、知事の承認を得ることにより、各種支援措置を活用することができる。

なお、「企業立地」とは、事業者が、その事業の用に供する工場又は事業場の新增設(既存の工場又は事業場の用途を変更することを含む。)を行うことを言い、「事業高度化」とは、事業者が、新商品の開発、新生産方式の導入、設備の増設等の措置を行うことにより、その事業の生産性の向上を図ることを言う。

○ 超低利融資制度

中小企業者が、承認を受けた企業立地計画又は事業高度化計画に基づいて事業を行おうとする場合、日本政策金融公庫の低利融資を利用できる。

地域活性化・雇用促進資金(企業立地促進関連)

区 分	中小企業事業	国民生活事業
貸付限度額	7億2,000万円 (うち運転資金2億5,000万円)	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)
貸付利率	設備資金：特利③ ※1 (2億7,000万円まで) 2億7,000万円超は基準金利 運転資金：基準金利	設備資金：特利0(オ一) ※2 運転資金：基準金利
貸付期間	設備資金：20年以内 運転資金：7年以内	設備資金：15年以内 (特に必要な場合は20年以内) 運転資金：5年以内 (特に必要な場合は7年以内)
据置期間	設備資金：2年以内 運転資金：1年以内	

※ 平成25年2月14日現在の年利 ※1：0.55～1.65%、※2：0.05～2.70%

○その他の優遇措置

- ・小規模企業者等設備導入資金助成法の特例
小規模事業者等の設備導入に係る無利子貸付に対する貸付割合・貸付限度額を引き上げる特例措置が受けられる。（貸付割合：所要資金の2/3以内、限度額：6,000万円以内）
- ・中小企業信用保険法の特例
地域産業集積関連保証に係る付保限度額、てん補率及び保険料に関する特例措置が受けられる。
- ・食品流通構造改善促進法の特例
食品の製造、加工又は販売を行う事業者が、必要な資金を借り入れる場合、(財)食品流通構造改善促進機構の債務保証が受けられる。

○ 企業立地促進法税制

基本計画で指定する業種のうち、政令で指定する業種（次表のとおり）に該当する事業者が自ら立案する企業立地計画の承認を受けて行う設備投資について、普通償却に加算して特別償却（償却率：機械15%、建物等8%）（1年目のみ）が認められる。

対象設備は、企業立地計画に基づいて新たに取得、製作、もしくは建設した機械装置、建物等となるが、県の承認後、法期限の平成26年3月31日までに建物及び機械の両方を取得し、供用開始することが必要となる。

なお、平成24年4月1日以降は、特別償却対象となる資産の取得価額の合計額に上限が設けられている。

業 種	特別償却対象となる取得価額の合計額上限
繊維工業、化学工業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（武器製造業を除く。）、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、輸送用機械器具製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	50億円
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、各種商品卸売業、飲食物品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業、家具・建具卸売業	30億円

取得価額の合計額が上表の上限額を超えた場合、それぞれの資産について、取得価額の合計額に占める割合から特別償却対象となる取得価額が算出される。

2) 地域雇用開発奨励金【厚生労働省】

求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している「同意雇用開発促進地域」(※1)、若年層・壮年層の流出が著しい「過疎等雇用改善地域」(※2)において、雇用構造の改善に資すると認められる事業所を設置・整備し、それに伴いその地域に居住する求職者等を一定の条件で新たに雇い入れた場合、設置・整備に要した費用とその人数に応じて、一定の期間、一定の金額が助成されるもの。

なお、本制度については、これまでの地域求職者雇用奨励金と地域再生中小企業創業助成金が統合され新規に創設される制度であり、平成25年度予算成立後から運用されるものである。

※1 都道府県が策定し、厚生労働大臣が同意した「地域雇用開発計画」に定められた雇用開発促進地域の区域。千葉県では未指定。

※2 若年層・壮年層の流出の著しい地域及び離島であって厚生労働大臣が指定する地域。鴨川市においては旧天津小湊町の区域が指定されている。

区 分	内 容
対象事業者	新たに雇用保険の適用事業所を設置・整備するとともに、ハローワーク等の紹介により当該地域に居住する求職者を労働者（雇用保険の一般被保険者）として3人（但し、創業に限っては2人）以上を継続して雇用する場合にあって、その費用の合計額が300万円以上である事業主
対象経費	・事業所の新設・増設に要した購入費用、賃借費用 ・不動産（土地は除く）、動産、工事費のうち1契約が20万円以上のもの ・賃借料は契約期間が1年以上、1契約20万円/年（敷金等は除く）以上のもので、かつ、支払い済みであること
対象労働者の除外規定	新規学卒者（但し、対象労働者の人数の1/3以内までは算定対象）
支給額	事業所の設置・設備に要した費用及び雇い入れた労働者の数に応じて下表による
支給回数	1年ごとに3回支給

【支給額表】1回当たりの支給額

事業所の設置・整備に要した費用	雇い入れた労働者の数			
	3（2）～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

厚生労働省HP「地域雇用開発奨励金のご案内」より作成

(2) 税制面の優遇制度

租税特別措置法に基づく法人税の課税の特例が認められるものであり、その概要は下表のとおりである。

区分	特定事業用資産の買換特例	工業用機械等の特別償却		対象者の要件 (特別償却の場合)
過疎地域	一定の地域内にある土地等、建物、機械装置等を譲渡し、その事業年度内において、土地等、建物、機械設備等を取得した場合、圧縮記帳による課税の特例が認められる。 (租税特別措置法第65条の7)	対象地域で工場を新增設し、一定の要件を満たす工場用建物、機械装置等を取得した場合、初年度には普通償却のほかに特別償却が認められる。	機械および装置 11/100 建物および附属設備 7/100 (租税特別措置法第45条)	工業生産設備取得 価額 2,500万円超
半島地域			機械および装置 10/100 建物および附属設備 6/100 (租税特別措置法第45条)	工業生産設備取得 価額 2,500万円超

出典：千葉県商工労働部企業立地課誘致推進室

【用語の定義】

区分	定義及び指定地(市町)
過疎地域	過疎地域自立促進特別措置法第2条に規定する過疎地域
指定市町村	南房総市、鴨川市(旧天津小湊町の区域)、鋸南町、大多喜町、長南町
半島地域	半島振興法第2条の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区
指定市町村	富津市、いすみ市、勝浦市、館山市、南房総市、鴨川市、鋸南町、大多喜町、御宿町

3 千葉県における企業立地への優遇制度

(1) 千葉県立地企業補助金

種 目	補助要件の概要	補助額	補助 限度額
大規模投資 企業立地	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業の工場又はその他県の産業振興施策に合致するものとして知事が特に認める施設 ・投下固定資産額が 500 億円以上 ・事業従業者が 300 人以上 	投下固定資産額の 3 %	70 億円
本 社 立 地 (投資型)	<ul style="list-style-type: none"> ・本社 ・投下固定資産額が 30 億円以上 ・事業従業者が 200 人以上 	投下固定資産額の 2 %	10 億円
本 社 立 地 (雇用型)	<ul style="list-style-type: none"> ・本社 ・投下固定資産額が 30 億円未満 ・事業従業者が 200 人以上 	県内在住事業従事者×10 万円 (正規雇用者以外は 5 万円) (補助対象期間 最大 3 年間)	1 億円
研究所立地	<ul style="list-style-type: none"> ・自然科学研究所 ・投下固定資産額が 3 億円以上 ・事業従業者が 10 人以上 	投下固定資産額の 2 %	10 億円
工場立地	<ul style="list-style-type: none"> ・工業団地等(指定の団地に限る。「別表※1」)に立地する製造業の工場 ・投下固定資産額が 3 億円以上 ・事業従業者が 10 人以上 	投下固定資産額の 2 % (補助対象期間 1 年間)	10 億円
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定振興地域(半島振興地域、人口減少の著しい地域等。「別表※2」)に立地する製造業の工場 ・投下固定資産額が 1 億円以上 ・事業従業者が 5 人以上 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・工場誘導地区(工業系用地で、市町村の申請に基づき知事が指定する区域。「別表※3」)に立地する製造業の工場 ・市町村が助成等を行うもの ・投下固定資産額が 3 億円以上 ・事業従業者が 10 人以上 	投下固定資産額の 1 %	5 億円
市町村自立 促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県の指定する市町村の区域(「別表※4」)に立地 ・製造業、情報サービス業又は道路貨物運送業の施設その他地域経済の活性化に資するものとし知事が特に認める施設 ・市町村が助成又は市町村税の課税免除等を行うもの ・投下固定資産額が 5 千万円以上 	投下固定資産額の 2 %	1 億円 但し、市町村による助成又は市町村税の課税免除等の額を限度

別表 「工場立地」及び「市町村自立促進事業」の対象となる区域

種 目	区 域	
工場立地	工業団地等 (※1)	千葉土気緑の森工業団地、空港南部工業団地、松崎工業団地、袖ヶ浦椎の森工業団地、成田新産業パーク、かずさアカデミアパーク、ちばリサーチパーク、船橋ハイテクパーク、富里第二工業団地、千葉東テクノロジーパーク、柏サイエンスパーク、千葉ニュータウン、市原市都市計画事業潤井戸特定土地地区画整理事業施行地区、木更津都市計画事業金田東特定土地地区画整理事業施行地区、二之袋工場適地（東金市二之袋及び大網白里町細草に所在する工場適地）、木更津南部地区工業用地、佐倉都市計画事業酒々井南部土地地区画整理事業施行地区
	特定振興地域 (※2)	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、横芝光町、睦沢町、白子町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
	工場誘導地区 (※3)	千葉市、茂原市、柏市、市原市、袖ヶ浦市、白井市、大網白里市内にある上記工業団地等以外の工業系用地（具体的な区域は、要問い合わせ）
市町村自立促進事業 (※4)	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、印西市のうち旧印旛村及び旧本埜村、神崎町、多古町、東庄町、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町	

1. 本制度による補助の対象となるのは、平成21年4月1日以降に用地を取得(借地を含む。)の上、建物を建設又は取得を行う場合(「市町村自立促進事業」については、平成21年4月1日以降に建物の建設又は取得を行う場合)に限られる。ただし、「本社立地(雇用型)」については、この限りではない。
2. 「製造業」、「自然科学研究所」、「情報サービス業」、「道路貨物運送業」は日本標準産業分類に分類される事業を言う。
3. 「投下固定資産額」は、建物及び償却資産の取得に要する費用(ただし、車輛等、対象とならない費用もあります。)で、土地代は含まれない。
4. 「事業従事者」は、工場等において事業に従事する者で、直接雇用する者に限る。
5. 「大規模投資企業立地」、「研究所立地」、「工場立地」の各種目については、既存の工場等の増設等、新たに設置しようとする工場等が既存の工場等と一体と認められる場合は、補助の対象としない。(「市町村自立促進事業」はこの規定を受けない。)
6. 過去に県から立地に関する補助を受けた企業又はその関連企業がその工場等の敷地内、又は隣接地に工場等を設置する場合は、補助の対象とならない。
7. 補助制度の活用にあたっては、建物取得、賃借の契約締結前又は建設着工前に立地計画書を提出し、平成26年3月31日までに立地計画の認定を受けることが必要。
8. 10年間の操業義務を課すこととし、操業義務期間中に事業を中止又は廃止した場合は、補助期間に応じて補助金の返還を求められる。

出典：千葉県商工労働部企業立地課誘致推進室

(2) 税制面の優遇制度

区分	措置	制度の内容	対象地域等
過疎地域	課税免除	<p>●千葉県過疎地域県税課税免除条例</p> <p>1. 対象税目</p> <p>事業税、不動産取得税及び固定資産税（大規模償却資産に限る。）を課税免除（事業税及び固定資産税は3箇年度）</p> <p>2. 対象設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業等の用に供する設備のうち、租税特別措置法第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備 ・ 取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの 	<p>過疎地域(2市3町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鴨川市 <p>(旧天津小湊町の区域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 南房総市 ・ 長南町 ・ 大多喜町 ・ 鋸南町
半島地域	不均一課税	<p>●千葉県半島振興対策実施地域県税不均一課税条例</p> <p>1. 対象税目</p> <p>事業税、不動産取得税及び固定資産税（大規模償却資産に限る。）を不均一課税（事業税及び固定資産税は3箇年度）</p> <p>【税の課税割合（通常との比較）】</p> <p>事業税（3箇年度）1/2→3/4→7/8</p> <p>不動産取得税 1/10</p> <p>固定資産税（3箇年度）1/10→1/4→1/2</p> <p>2. 対象設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業の用に供する設備のうち、租税特別措置法12条1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備 ・ 取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの 	<p>半島振興対策実施地域(6市3町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 富津市 ・ 勝浦市 ・ いすみ市 ・ 館山市 ・ 鴨川市 ・ 南房総市 ・ 大多喜町 ・ 御宿町 ・ 鋸南町

出典：千葉県商工労働部企業立地課誘致推進室

(3) 融資制度

1) 企業・研究所立地促進資金

千葉県内の工業団地等に工場・流通加工施設を立地しようとする者、または千葉県内に研究所を立地しようとする者が対象となる。

また、賃借により立地しようとする場合は、造成主体からの賃借に限り対象となる。

なお、対象となる企業の規模は、中小企業・中堅企業・大企業の別、および千葉県内での業歴は問わないものである。

項目	内容	
対 象	千葉県内に工場・流通加工施設又は研究所を立地しようとする企業で、次のいずれかに該当する者 (1) 工場・流通加工施設の立地 工業団地、新住宅市街地開発法に基づく事業地（千葉ニュータウン）、独立行政法人都市再生機構が整備した事業用地又は工場立地法に基づく工場適地へ立地し、当該工場等の操業開始時における従業員数が10人以上の者 (2) 研究所の立地 製造及びこれに関連する事業に係る基礎研究、応用研究、開発研究を行う研究所を立地し、当該研究所の業務開始時における研究従事者数が5人以上の者	
資金使途	設備資金	運用資金
融資対象経費	工場等及び研究所の用地取得費、工場等及び研究所の建築費、機械・設備等の購入費及び既存の建物等に係る移転費用	当該事業の遂行上当面必要とする人件費、原材料費等の経費又は研究開発経費
融資限度額	1企業につき融資対象経費の90%以内で20億円以内 (ただし、既存工場の跡地処分によって本資金の返済を行う場合、当該跡地の評価額の範囲内で加算できる。)	1企業につき3,000万円以内
融資期間	12年以内 (ただし、加算分については、2年以内又は跡地処分予定期日までのいずれか短い期間とする。)	3年以内
償還方法	割賦償還（据置期間2年以内） (ただし、加算分については一括償還とする。)	割賦償還（据置期間1年以内）
融資利率	設備資金、運転資金ともに、長期プライムレートと同じ利率とする。（固定金利。長期プライムレートの変更日から1月を経過した日から適用する。）	

出典：千葉県「立地企業の優遇制度」

2) 観光施設資金

項目	内容			
融資対象者	観光事業を営む中小企業者等（※1）であって、本県観光客の増加及びサービスの向上等に資するものとして県が承認した観光施設整備計画に基づく観光施設の整備に要する資金を必要とするもの。			
融資対象施設	(1) 宿泊施設（旅館業法のうち、下宿営業を除く） (2) スポーツ・レクリエーション施設（サイクリングコース、キャンプ場等） (3) 遊園・文化施設（遊園地、動植物園、水族館、博物館、資料館等） (4) 食事休憩施設（レストラン・ドライブイン、土産物店等） (5) 交通施設（バス、タクシー、観光船、ロープウェイ等） (6) その他知事が特に必要と認める施設			
資金使途	設備資金			
融資限度額	1 中小企業者等 1 億円（所要資金の 90%以内）			
融資期間	12 年以内			
融資利率	固定金利			
	3 年以下	3 年超え・5 年以下	5 年超え・7 年以下	7 年超え
	年 1.7%	年 1.9%	年 2.1%	年 2.3%
償還方法	割賦償還（据置期間 2 年以内）			

出典：千葉県 「立地企業の優遇制度」

※1 千葉県制度融資における中小企業者等

① 中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する会社・個人

業種	資本金又は出資金	従業員数
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	1 億円以下	100 人以下
その他の業種（製造業・建設業等）	3 億円以下	300 人以下

② 中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 1 号の 2 に規定する会社・個人

業種	資本金又は出資金	従業員数
ゴム製品業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3 億円以下	900 人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下

※①、②については、資本金または出資金、従業員のいずれかの要件を満たしていれば中小企業者に含まれる。

③ 中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する医療法人

業種	資本金又は出資金	従業員数
医業を主たる業とする法人	—	300 人以下

④ 組合（法第 2 条第 1 項第 2 号、2 号の 2、4 号～7 号に規定する組合）

事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒類業組合、内航海運組合、内航海運組合連合会（※組合によっては構成員、業種、資本金（出資金）等に制限があるものがある。）

4 県内市町村における企業立地に関する優遇制度

(1) 優遇制度等の制定状況

平成24年1月末現在

	市町村名	奨励金			税制上の優遇制度				(参考) 工業団地 の有無※2
		企業立地	雇用促進	その他	過疎※1	半島	国際観光ホテル	その他	
1	千葉市	●	●	—	—	—	●	—	●
2	館山市	—	●	—	—	●	●	—	▲
3	木更津市	●	—	—	—	—	●	—	●
4	野田市	●	—	—	—	—	—	—	●
5	茂原市	●	●	—	—	—	—	—	●
6	成田市	●	●	—	—	—	●	—	●
7	佐倉市	●	●	●	—	—	●	—	●
8	東金市	●	—	—	—	—	—	—	●
9	旭市	—	—	●	—	—	—	●	●
10	柏市	●	—	—	—	—	●	—	●
11	勝浦市	●	—	—	—	●	●	—	●
12	市原市	●	●	—	—	—	●	—	●
13	流山市	●	●	●	—	—	—	—	●
14	鴨川市	●	—	—	▲	●	●	—	—
15	君津市	●	●	—	—	—	●	—	●
16	富津市	●	—	—	—	—	●	—	▲
17	袖ヶ浦市	●	●	●	—	—	—	—	●
18	印西市	●	●	—	—	—	—	—	●
19	白井市	●	●	—	—	—	—	—	●
20	富里市	●	●	—	—	—	●	—	●
21	南房総市	●	●	●	●	●	●	—	—
22	匝瑳市	—	—	—	—	—	—	●	●
23	香取市	●	●	—	—	—	—	—	●
24	いすみ市	●	●	—	—	●	—	—	▲
25	大網白里市	●	—	—	—	—	—	—	—
26	多古町	●	—	—	—	—	—	—	●
27	東庄町	●	—	—	—	—	—	—	●
28	芝山町	●	—	—	—	—	—	—	●
29	横芝光町	—	—	—	—	—	—	●	●
30	一宮町	●	—	—	—	—	—	—	—
31	長生村	●	—	—	—	—	—	●	●
32	白子町	●	—	—	—	—	●	—	—
33	長南町	—	—	—	●	—	—	—	●
34	大多喜町	●	●	—	●	●	●	—	●
35	御宿町	—	—	—	—	●	—	—	—
36	鋸南町	—	—	—	●	●	—	—	—
	計	29	16	5	5	8	15	4	44
	未制定	25	38	49					10
	割合	53.7%	29.6%	9.3%					81.5%

※1 過疎欄の△は一部指定を表す。

※2 工業団地の有無欄の△は、平成22年工業統計の内陸工業団地に記載されていないが、千葉県HP上において工場適地(平成22年12月1日現在)として掲載されているもの。

資料:財団法人日本立地センター 「工場立地相談窓口」(経済産業省からの委託)

(2) 優遇制度に関する根拠条例等

	市町村名	奨励金等に関する条例等の名称	税制上の優遇制度に関する条例の名称
1	千葉市	・千葉市所有型企業立地促進事業補助金交付要綱	(国際)
2	館山市	・館山市緊急雇用促進助成金交付要綱	(半島、国際)
3	木更津市	・木更津市産業立地促進条例	(国際)
4	野田市	・野田市関宿はやま工業団地企業誘致条例	
5	茂原市	・茂原市企業立地促進条例	
6	成田市	・成田市企業誘致条例	(国際)
7	佐倉市	・佐倉市企業誘致助成金交付要綱	(国際)
8	東金市	・東金市企業誘致条例	
9	旭市	・旭市企業誘致条例	・旭市企業誘致条例
10	柏市	・柏市企業立地促進奨励金交付要綱	(国際)
11	勝浦市	・勝浦市企業誘致条例	(半島、国際)
12	市原市	・市原市企業立地促進条例	(国際)
13	流山市	・流山市企業立地の促進に関する条例	
14	鴨川市	・鴨川市企業等誘致に関する条例	(過疎、半島、国際)
15	君津市	・君津市企業誘致条例	(国際)
16	富津市	・富津市企業誘致条例	(国際)
17	袖ヶ浦市	・袖ヶ浦市企業立地促進条例 ・袖ヶ浦市企業振興条例	
18	印西市	・印西市企業立地促進条例	
19	白井市	・白井市企業立地促進条例	
20	富里市	・富里市工業団地企業立地促進条例	(国際)
21	南房総市	・南房総市企業誘致及び雇用促進に関する条例	(過疎、半島、国際)
22	匝瑳市		・匝瑳市企業誘致条例
23	香取市	・香取市企業立地促進条例	
24	いすみ市	・いすみ市産業振興及び雇用の促進に関する条例	(半島)
25	大網白里市	・大網白里市企業誘致条例	
26	多古町	・多古町企業誘致条例	
27	東庄町	・東庄町企業誘致条例	
28	芝山町	・芝山町企業誘致条例	
29	横芝光町		・横芝光町農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例
30	一宮町	・一宮町企業誘致条例	
31	長生村	・長生村企業立地条例	・長生村農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例
32	白子町	・白子町企業誘致条例	(国際)
33	長南町		(過疎【免】)
34	大多喜町	・大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例	
35	御宿町		(半島)
36	鋸南町		(過疎、半島)

※ 過疎: 過疎地域における固定資産税の不均一課税に関する条例

※ 過疎【免】: 過疎地域固定資産税課税免除条例

※ 半島: 半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例

※ 国際: 国際観光ホテル整備法による固定資産税の不均一課税に関する税条例

資料: 財団法人日本立地センター 「工場立地相談窓口」(経済産業省からの委託)

(3) 優遇制度一覧表 (平成24年1月末現在) ※出典:財団法人日本立地センター「工場立地相談窓口」

自治体名 【区分】	主な要件 ①:対象業種等 ②:基準	立地奨励金 ①:金額等(限度額等) ②:交付期間	雇用促進奨励金 ①:主な要件と金額等(限度額等) ②:交付期間	その他の奨励金・助成金・補助金等 ①:主な要件 ②:金額等 ③:交付期間	税法上の優遇措置 (固定資産税の不均一課税) ※主に過疎地域自立促進法、半島振興法 及び国際観光ホテル整備法に関し記載
1 千葉市	【千葉市所有型企業立地促進事業補助金 交付要綱】 【共通】 ① 製造業、情報通信関連業、運輸業、卸 小売業、学術研究業・専門技術サービ ス業(自然科学研究所、デザイン業、 広告業のみ)、飲食サービス業、建設 業・自動車整備業(地区限定)に加え、 上場・公開企業、若しくは東・名・阪、 1・2部上場企業の連結子会社、特定創 業支援施設卒業企業、特定流通業務施 設については業種制限なし				・税条例(登録ホテル業に対する固定資産 税及び都市計画税の不均一課税) 国際観光ホテル整備法第3条の規定 による登録ホテル業の建物 固定資産税率:100分の0.7 都市計画税率:100分の0.15
	【所有型】※メニューが多種多様のため、 総体的に記載 ① 新たに工場・事務所等を取得する企業 ② 取得固定資産評価1億円以上、又は取 得固定資産3,000万円以上、かつ、常 時雇用人数5人以上～取得固定資産評 価額20億円以上、かつ、従業員200 人以上など	① 固定資産評価額を参考に1～5億円/ 年(取得固定資産評価額が50億以上 の場合は5億円) ② 3～5年間	① 市内在住者及び新規転入者の新規常 時雇用者1名につき30万円 (上限6,000万円・200人) ② 1年		
	【賃貸型】 ① 新たに工場・事務所等を賃貸する企業 ② 事業所の規模が100㎡以上で、常時雇 用人数3人	① 賃貸料や法人市民税法人税割額の1/3 ～1/2 ② 1～3年	① 市内在住者及び新規転入者の新規常 時雇用者1名につき30万円 (上限1,500万円・50人) ② 1年		
2 館山市 【半島】	【館山市緊急雇用促進助成金交付要綱】 ①・② 次のいずれにも該当する事業主を対象 ・市内に事業所を有する中小企業者 ・雇用保険法第5条第1項に規定する適用 事業を行う者 ・平成24年9月1日から平成26年3月31 日までの間に自らの意思によらず離職し た市内に住所を有する15歳以上65歳未満 の雇用保険被保険者を離職した日以降に 雇用している者 ・雇用した者を6ヶ月以上の間常用雇用す る者		①被雇用者1人につき20万円 交付限度額は1事業者につき100万円 ②適用期限 平成26年3月31日まで		・税条例(登録ホテル業に対する固定資産 税の不均一課税) 国際観光ホテル整備法第3条の規定 による登録ホテル業の建物 固定資産税率:100分の0.7 (3年度分) 都市計画税率:100分の0.15 ・館山市半島振興対策実施地域における固 定資産税の特例措置に関する条例 ※内容は本市と同様

(3) 優遇制度一覧表 (平成 24 年 1 月末現在) ※出典:財団法人日本立地センター「工場立地相談窓口」

自治体名 【区分】	主な要件 ①: 対象業種等 ②: 基準	立地奨励金 ①: 金額等 (限度額等) ②: 交付期間	雇用促進奨励金 ①: 主な要件と金額等 (限度額等) ②: 交付期間	その他の奨励金・助成金・補助金等 ①: 主な要件 ②: 金額等 ③: 交付期間	税法上の優遇措置 (固定資産税の不均一課税) ※主に過疎地域自立促進法、半島振興法 及び国際観光ホテル整備法に関し記載
3 木更津市	<p>【木更津市産業立地促進条例】</p> <p>① 工場、研究所、情報関連施設、物流業務施設及びその他の事業所を対称に、市内に事業所を有していない事業者が、新たに事業施設を設置する場合。市内に事業所を有する事業所と異なる事業の事業施設を独立して設置する場合及び増設</p> <p>② 投下固定資産(土地・家屋・売却資産の取得合計)が1億円以上(その他の事業所は10億円以上)で、常用雇用者が20人以上(その他の事業所は100人以上)</p>	<p>① 固定資産税収納額相当額の範囲内の額。ただし、市内に新たに事業施設を設置する法人については、固定資産税収納額相当額に法人市民税収納額相当額の2分の1の額を加えた額の範囲内の額</p> <p>② 3年間 (ただし、かずさアカデミアパーク地区内に立地した研究所及び中小企業については5年間)</p>			<p>・税条例(登録ホテル業に対する固定資産税及び都市計画税の不均一課税) 国際観光ホテル整備法第3条の規定による登録ホテル業の建物 固定資産税率: 100分の0.7</p>
4 野田市	<p>【野田市関宿はやま工業団地企業誘致条例】</p> <p>①関宿はやま工業団地内に、製造業の用に供する工場、自然科学研究所の用に供する施設又は「製造業」の研究部門が行う試験若しくは研究の用に供する研究所を新設</p> <p>②・投下固定資産総額3億円以上 ・常時雇用従業員数30人以上</p>	<p>①固定資産税相当額 初年度 10/10 以内 2年度 7/10 以内 3年度 3/10 以内 (各年度上限1,000万円)</p> <p>②3年間</p>			
5 茂原市	<p>【茂原市企業立地促進条例】</p> <p>①市内の指定区域内(工業地域又は準工業地域、農工地区)に、事業所の新設、増設又は移転を行う事業者</p> <p>②</p> <p>●工業地域又は準工業地域</p> <p>1. 投下固定資産総額が3億円以上で、かつ常用雇用者数30人以上</p> <p>2. 投下固定資産総額が50億円以上で、かつ常用雇用者数50人以上</p> <p>3. 投下固定資産総額が200億円以上で、かつ常用雇用者数100人以上</p> <p>4. 投下固定資産総額が700億円以上で、かつ常用雇用者数300人以上</p> <p>●農工地区</p> <p>1. 事業所の新設 投下固定資産総額2億円以上で、かつ常用雇用者数30人以上</p> <p>2. 事業所の増設又は移転 投下固定資産総額5,000万円以上で、かつ常用雇用者数15人以上</p>	<p>①及び②</p> <p>●工業地域又は準工業地域</p> <p>1. 指定施設に係る固定資産税相当額の90/100に相当する額を3年間交付</p> <p>2. 指定施設に係る固定資産税相当額の85/100に相当する額を4年間交付 (交付限度額総額2億円)</p> <p>3. 指定施設に係る固定資産税相当額の80/100に相当する額(1億4,000万円を限度とする)を5年間交付 (交付限度額総額7億円)</p> <p>4. 指定施設に係る固定資産税相当額の75/100に相当する額(4億円を限度)を15年間交付 (交付限度額総額40億円)</p> <p>●農工地区</p> <p>1. 指定施設に係る固定資産税相当額を3年間交付</p> <p>2. 指定施設に係る固定資産税相当額を3年間交付</p>	<p>①新規雇用者1人につき10万円 交付限度額は1事業者につき1,000万円</p> <p>②1年</p>		

(3) 優遇制度一覧表 (平成24年1月末現在) ※出典:財団法人日本立地センター「工場立地相談窓口」

自治体名 【区分】	主な要件 ①: 対象業種等 ②: 基準	立地奨励金 ①: 金額等 (限度額等) ②: 交付期間	雇用促進奨励金 ①: 主な要件と金額等 (限度額等) ②: 交付期間	その他の奨励金・助成金・補助金等 ①: 主な要件 ②: 金額等 ③: 交付期間	税法上の優遇措置 (固定資産税の不均一課税) ※主に過疎地域自立促進法、半島振興法 及び国際観光ホテル整備法に関し記載
6 成田市	<p>【成田市企業誘致条例】</p> <p>①大栄物流団地、野毛平工業団地、豊住工業団地及び大栄工業団地内に、統計法の大分類 E-製造業に属する工場又は大規模小売店法に規定する施設、不動産賃貸業の施設及び風俗営業等施設を除く事業所の新設</p> <p>②投下固定資産総額5億円以上かつ従業員30人以上 (大栄物流団地)</p>	<p>①固定資産税相当額</p> <p>②3年間</p>	<p>①大栄物流団地・野毛平工業団地・豊住工業団地・大栄工業団地を除く市内に本社を新たに設置し、常用雇用者を100人以上雇用する場合、1年以上継続して本社で雇用されている市民の常用雇用者数を算定</p> <p>正規雇用者1人10万円/年 非正規雇用者1人5万円/年</p> <p>②適用期間 3年間</p> <p>2年経過日 1年経過日から増加した雇用者数のうち1年以上雇用されている数に応じて</p> <p>3年経過日 1年経過日、2年経過日のいずれか多い雇用者数から増加した数のうち1年以上雇用されている数に応じて</p>		<p>・税条例 (登録ホテル業に対する固定資産税及び都市計画税の不均一課税)</p> <p>国際観光ホテル整備法第3条の規定による登録ホテル業の建物</p> <p>固定資産税率: 100分の0.7</p>
7 佐倉市	<p>【佐倉市企業誘致助成金交付要綱】</p> <p>●企業立地促進助成金</p> <p>① 市内の工業団地等で事業所等の新設又は増設</p> <p>② 投下固定資産額が1億円以上で、常時雇用される従業員が10人以上</p> <p>●賃貸型立地促進助成金</p> <p>① テナントとしてビル等に入居</p> <p>② 雇用従業員数が5人以上</p>	<p>① 土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税、都市計画税の納付額の範囲内。</p> <p>② 5年以内。ただし、本社立地企業は7年 (リース資産については5年) 以内。</p> <p>① 年間テナント賃借料に要した経費の2分の1以内の額 (年間限度額150万円。ただし、本社立地企業については、年間限度額300万円)</p> <p>② 3年以内。</p>	<p>① 立地促進助成金の適用を受け、かつ、市内在住者を雇用保険一般被保険者及び厚生年金保険被保険者として雇用した場合、被用者1人あたり年間10万円</p> <p>② 3年以内。</p>	<p>【緑化推進奨励金】</p> <p>① 企業立地促進助成金の適用を受け、かつ、佐倉市と緑化推進のための協定等を締結した企業</p> <p>② 植栽及び維持管理に要した経費に相当する額の3分の1以内の額。(助成対象期間内で100万円を限度)</p> <p>③ 5年以内</p> <p>【賃貸型情報機器助成金】</p> <p>① 立地促進助成金の適用を受け、かつ、情報機器を賃貸</p> <p>② 情報機器の年間賃借料の額の範囲内 (年間限度額50万円)</p> <p>③ 3年以内</p>	<p>・税条例 (登録ホテル業に対する固定資産税及び都市計画税の不均一課税)</p> <p>国際観光ホテル整備法第3条の規定による登録ホテル業の建物</p> <p>固定資産税率: 100分の0.7</p>
8 東金市	<p>【東金市企業誘致条例】</p> <p>①千葉東テクノグリーンパーク、二之袋工場適地に立地しようとする事業所</p> <p>②事業固定資産の総額が5億円以上で、常時雇用する従業員数が30人以上で、生活環境保全のため適切な措置が講じる者</p>	<p>①固定資産税相当額の範囲内</p> <p>②3年間</p>			

(3) 優遇制度一覧表 (平成 24 年 1 月末現在) ※出典:財団法人日本立地センター「工場立地相談窓口」

	自治体名 【区分】	主な要件 ①: 対象業種等 ②: 基準	立地奨励金 ①: 金額等 (限度額等) ②: 交付期間	雇用促進奨励金 ①: 主な要件と金額等 (限度額等) ②: 交付期間	その他の奨励金・助成金・補助金等 ①: 主な要件 ②: 金額等 ③: 交付期間	税法上の優遇措置 (固定資産税の不均一課税) ※主に過疎地域自立促進法、半島振興法 及び国際観光ホテル整備法に関し記載
9	旭市				<p>【旭市企業誘致条例】</p> <p>●緑化事業に対する補助</p> <p>① 新規の工場立地や新たな設備投資を行った者で、敷地面積に対し、一定の割合を緑化した場合</p> <p>② 1 平方メートル当たり 2,000 円×緑化面積 限度額 1 千万円</p> <p>【排水処理施設の設置に対する補助】</p> <p>① 新規の工場立地や新たな設備投資を行った者で、生活排水のみが対象</p> <p>② 合併併処理浄化槽の設置に要した経費の 2 分の 1 限度額: 1,000 万円</p> <p>●固定資産税の課税免除</p> <p>①工場又は事業所の新設又は増設を行う者で、農村地域工業等導入促進法第 10 条の地区等を定める省令(昭和 63 年自治省令第 26 号)第 2 条に規定する生産設備で取得金額が同条に規定する取得価格の合計額である 3 千万以上、かつ常時雇用する従業員数が製造業は 30 人以上、農工地域の場合、道路運送業、倉庫業、梱包業、卸売業も対象とし 15 人超(※工専地域規定なし)</p> <p>②固定資産税</p> <p>③ 5 年間課税免除</p>	

(3) 優遇制度一覧表 (平成24年1月末現在) ※出典:財団法人日本立地センター「工場立地相談窓口」

	自治体名 【区分】	主な要件 ①: 対象業種等 ②: 基準	立地奨励金 ①: 金額等 (限度額等) ②: 交付期間	雇用促進奨励金 ①: 主な要件と金額等 (限度額等) ②: 交付期間	その他の奨励金・助成金・補助金等 ①: 主な要件 ②: 金額等 ③: 交付期間	税法上の優遇措置 (固定資産税の不均一課税) ※主に過疎地域自立促進法、半島振興法 及び国際観光ホテル整備法に関し記載
10	柏市	<p>【柏市企業立地促進奨励金交付要綱】</p> <p>① <産業分野> バイオ、ナノ、ロボット、情報通信、環境、 ライフサイエンス・健康・医療、食品等 <施設> 工場(製造業)、研究所等 <地域> 工業専用・工業地域、工業団地、 工場適地等</p> <p>②</p> <p>1. 新規立地 投下固定資産額 3億円以上 雇用 10人以上</p> <p>2. 本社立地 投下固定資産額 3億円以上 雇用 30人以上</p> <p>3. 外資系企業立地 投下固定資産額 3億円以上 雇用 30人以上</p> <p>4. 増設 投下固定資産額 1億円以上 雇用 10人以上</p> <p>5. ベンチャーステップ(東葛テクノプラザ 又は東大柏ベンチャープラザ入居企業が 退去後3年以内に立地した場合) 投下固定資産額 1億円以上 雇用 10人以上</p>	<p>1. 新規立地 ①固定資産税及び都市計画税(以下、税額) 相当額(投下固定資産額の2%の額又は 1億円のいずれか低い額) ②3年</p> <p>2. 本社立地 ①税額相当額の1/2(投下固定資産額の 1%の額又は1億円のいずれか低い額) ②1年</p> <p>3. 外資系企業立地 ①税額相当額の1/2(投下固定資産額の 1%の額又は1億円のいずれか低い額) ②1年</p> <p>4. 増設 ①税額相当額(投下固定資産額の2%の額 又は1億円のいずれか低い額) ②1年</p> <p>5. ベンチャーステップ(東葛テクノプラザ 又は東大柏ベンチャープラザ入居企業が 退去後3年以内に立地した場合) ①税額相当額(投下固定資産額の2%の額 又は1億円のいずれか低い額) ②3年</p>			<p>・税条例(登録ホテル業に対する固定資産 税及び都市計画税の不均一課税) 国際観光ホテル整備法第3条の規定 による登録ホテル業の建物 固定資産税率: 100分の0.7 都市計画税率: 100分の0.15</p>
11	勝浦市 【半島】	<p>【勝浦市企業誘致条例】</p> <p>① 市内に工場又は事業所を新設、又は拡 充する企業</p> <p>② ・工業導入地区 工場等を建設 ・上記以外の地区 新設: 製造、流通加工の工場で、投 下固定資産総額が1億円以 上 拡充: 上記の他、常時使用する従業 員数20人以上となった場合</p>	<p>① ・工業導入地区 建物、敷地及び償却資産に係る固 定資産税の課税を免除 ・上記以外の地区 建物、敷地及び償却資産に係る固 定資産税相当額を交付。拡充につ いては当該部分に係るもの</p> <p>② いずれも稼動開始後5年間</p>			<p>・税条例(登録ホテル業に対する固定資産 税の不均一課税) 国際観光ホテル整備法第3条の規定に よる登録ホテル業の建物 税率: 100分の0.7(3年度分) ・勝浦市半島振興対策実施地域における固 定資産税の特例措置に関する条例 ※内容は本市と同様</p>

(3) 優遇制度一覧表 (平成 24 年 1 月末現在) ※出典:財団法人日本立地センター「工場立地相談窓口」

自治体名 【区分】	主な要件 ①: 対象業種等 ②: 基準	立地奨励金 ①: 金額等 (限度額等) ②: 交付期間	雇用促進奨励金 ①: 主な要件と金額等 (限度額等) ②: 交付期間	その他の奨励金・助成金・補助金等 ①: 主な要件 ②: 金額等 ③: 交付期間	税法上の優遇措置 (固定資産税の不均一課税) ※主に過疎地域自立促進法、半島振興法 及び国際観光ホテル整備法に関し記載
12 市原市	<p>【市原市企業立地促進条例】</p> <p>① 工場、研究所、新産業関連施設 (新エネルギー関連分野、環境リサイクル関連分野、情報通信関連分野) の立地</p> <p>② ・大規模立地 工場又は研究所で、投下固定資産額が 30 億円以上 ・新産業立地 新産業関連施設で、投下固定資産額が 3 億円以上 ・立地奨励金 中小企業者の工場又は研究所で、投下固定資産額が 1 億円以上</p>	<p>・大規模立地</p> <p>① 固定資産税相当額の 50/100 (交付限度額 50 億円)</p> <p>② 5 年間で限度額に達するまでの期間</p> <p>・新産業立地</p> <p>① 固定資産税相当額の 50/100 (交付限度額 5 億円)</p> <p>② 5 年間で限度額に達するまでの期間</p> <p>・立地奨励金</p> <p>① 固定資産額相当額 (交付限度額 1 億円)</p> <p>② 5 年間で限度額に達するまでの期間</p>	<p>① 立地奨励金を受けた事業者で、市内に在住する者を新規に常用雇用者として 1 年以上雇用した場合、新規雇用者 1 人につき 10 万円 (交付限度額なし)</p> <p>② 1 年度限り</p>		<p>・税条例 (登録ホテル業に対する固定資産税及び都市計画税の不均一課税)</p> <p>国際観光ホテル整備法第 3 条の規定による登録ホテル業の建物 固定資産税率: 100 分の 0.7 都市計画税率: 100 分の 0.15</p>
13 流山市	<p>【流山市企業立地の促進に関する条例】</p> <p>① 本市に土地を購入又は賃借して、総合工事業、製造業、情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業、バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、ロボット等の先端技術関連業務の工場や研究所、事業所を取得又は新築して事業を開始する者</p> <p>② 投下固定資産額が 1 億円以上で、かつ、常時雇用従業員数が 10 人以上</p>	<p>① 固定資産税、都市計画税相当額</p> <p>② 5 年間 (本社機能を有する場合は 7 年間)</p>	<p>① 土地を取得又は賃借後、5 人以上の市民を 1 年以上雇用した場合、雇用者 1 人あたり 20 万円 (限度額 600 万円)</p> <p>② 1 回限り</p>	<p>【太陽光発電設備設置費助成金】</p> <p>① 発電能力 10kw 以上の太陽光発電設備を設置した場合</p> <p>② 発電能力 1kw あたり 5 万円を乗じた額 (限度額 100 万円)</p> <p>③ 1 回限り</p> <p>【雨水利用設備設置費助成金】</p> <p>① 有効貯水量 5 立方メートル以上の雨水利用設備を設置した場合</p> <p>② 有効貯水量 1 立方メートルあたり 5 万円を乗じた額 (限度額 100 万円)</p> <p>③ 1 回限り</p>	
14 鴨川市 【過疎・半島】	<p>【鴨川市企業等誘致に関する条例】</p> <p>① 工場、学校等の教育施設、遊園施設及びゴルフ場の事業場の新設、拡充。</p> <p>② 増設: 投下固定資産総額が 5 億円 新設: 上記に加え、常時使用する従業員が 50 人以上</p> <p>※いずれも、申請により、あらかじめ市から指定を受ける必要がある。</p>	<p>① 固定資産税収納額に相当する額の範囲内</p> <p>② 稼動開始年度から 3 年以内</p>			<p>・税条例 (登録ホテル業に対する固定資産税の不均一課税)</p> <p>国際観光ホテル整備法第 3 条の規定による登録ホテル業の建物 税率: 100 分の 1.0 (5 年度分)</p> <p>・半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例 製造の事業又は旅館業の用に供する設備の新築又は増設した者に、固定資産税率を 3 年度間段階的に引き下げる</p> <p>・過疎地域における固定資産税の不均一課税に関する条例 製造の事業、情報通信技術利用事業又は旅館業の用に供する設備の新築又は増設した者に、固定資産税率を 3 年度間段階的に引き下げる (旧天津小湊町区域内に限る。)</p> <p>※いずれも税率は下記のとおり 初年度: 100 分の 0.14 第 2 年度: 100 分の 0.35 第 3 年度: 100 分の 0.70</p>

(3) 優遇制度一覧表 (平成24年1月末現在) ※出典:財団法人日本立地センター「工場立地相談窓口」

自治体名 【区分】	主な要件 ①: 対象業種等 ②: 基準	立地奨励金 ①: 金額等 (限度額等) ②: 交付期間	雇用促進奨励金 ①: 主な要件と金額等 (限度額等) ②: 交付期間	その他の奨励金・助成金・補助金等 ①: 主な要件 ②: 金額等 ③: 交付期間	税法上の優遇措置 (固定資産税の不均一課税) ※主に過疎地域自立促進法、半島振興法 及び国際観光ホテル整備法に関し記載
15 君津市	<p>【君津市企業誘致条例】</p> <p>① 日本標準産業分類の製造業の中分類に規定する業種、大分類のサービス業中、中分類の機械等修理業の企業が新たに進出し工場等を新設、工場等を新設後10年以内に増設</p> <p>② 投下固定資産の取得に要する費用の総額が1億円以上で、常用雇用者が10人以上、かつ、環境の保全に適切な措置が講じられている者</p>	<p>・新規の進出企業</p> <p>① 法人市民税、固定資産税、都市計画税の納付相当額</p> <p>② 5年間</p> <p>・拡充 (新たな分野への進出、工場の増設など)</p> <p>① 固定資産税、都市計画税の納付相当額</p> <p>② 5年間</p>	<p>① 新規の進出企業若しくは進出後10年以内に、新たな分野へ進出する企業で、新たに5人以上の市民を1年以上雇用している場合、当該市民雇用者1名につき30万円を交付</p> <p>② 1回限り</p>		<p>・税条例 (登録ホテル業に対する固定資産税の不均一課税)</p> <p>国際観光ホテル整備法第3条の規定による登録ホテル業の建物 税率: 100分の1.0</p>
16 富津市 【半島】	<p>【富津市企業誘致条例】</p> <p>① 製造業 (製造及び加工に係る事業並びにこれらの事業に関連する流通、試験研究等を営むための施設) を新設する企業</p> <p>② 投下固定資産額が1億円以上で、常時使用する従業員数が10人以上、かつ、環境の保全が適切に講じられている者</p>	<p>① 固定資産税の収納額に相当する額の範囲内</p> <p>② 3年間</p>			<p>・税条例 (登録ホテル業に対する固定資産税の不均一課税)</p> <p>国際観光ホテル整備法第3条の規定による登録ホテル業の建物 税率: 100分の1.0</p>
17 袖ヶ浦市	<p>【袖ヶ浦市企業立地促進条例】</p> <p>① 袖ヶ浦椎の森工業団地への工場の新設</p> <p>② 特になし</p>	<p>① 固定資産税の納付相当額を限度</p> <p>② 3年以内</p>	<p>① 市内に1年以上住所を有する者を常用雇用者として新規に雇用し、かつ、雇用した日から1年以上雇用した場合 1人当たり10万円を1回限り交付</p> <p>② 1回限り</p>		
	<p>【袖ヶ浦市企業振興条例】</p> <p>① 平成27年1月1日までの間で、製造・エネルギー関連施設、研究関連施設、物流・卸売・小売関連施設、建設工事関連施設、環境対応型施設が、工業専用地域及び準工業地域、その他事業所の新設又は増設</p> <p>② 【新設】投下固定資産額が5億円以上 (中小企業者は1億円以上) 【増設】投下固定資産額が10億円以上 (中小企業者は1億円以上)</p>	<p>【新設】</p> <p>① 固定資産税の納付相当額</p> <p>② 課税の翌年度から3年間</p> <p>【増設】</p> <p>① 固定資産税の納付相当額の100分の50</p> <p>② 課税の翌年度から3年間交付</p>	<p>① 奨励金交付の要件を満たす事業者が、市内在住者を要件に合う新規雇用者として雇用した場合、新規雇用者1人当たり10万円</p> <p>② 1年度限り</p>	<p>【環境対応型設備投資奨励金】</p> <p>対象施設のうち環境対応型施設の新設又は増設に対し、固定資産税の納付相当額を課税の翌年度から3年間交付</p>	
18 印西市	<p>【印西市企業立地促進条例】</p> <p>(※ 支援メニューが多種多様)</p> <p>① 市街化促進地域に、日本標準産業分類における製造業 (大分類E)、電気・ガス・熱供給・水道業 (大分類F)、情報通信業 (大分類G)、学術・開発研究機関 (大分類L・中分類71)、旅館、ホテル (大分類M・中分類75・小分類751)、公園、遊園地 (大分類N・中分類80・小分類805) の施設を新設、増設及び移転して事業を営む者</p> <p>② 投下固定資産額が5~100億円以上</p>	<p>① 対象施設の固定資産税収納相当額を限度として交付 (増設・移転の場合は土地・家屋の固定資産税相当額を限度として交付) 奨励金の総額は70億円を上限として交付 (交付対象期間通算の上限額)</p> <p>③ 5~7年間</p>	<p>① 常用雇用者1人につき10万円、障害者の場合は20万円を交付 (奨励金の総額は、1,000万円を上限として交付)</p> <p>② 1回限り</p>		

(3) 優遇制度一覧表 (平成 24 年 1 月末現在) ※出典:財団法人日本立地センター「工場立地相談窓口」

	自治体名 【区分】	主な要件 ①: 対象業種等 ②: 基準	立地奨励金 ①: 金額等 (限度額等) ②: 交付期間	雇用促進奨励金 ①: 主な要件と金額等 (限度額等) ②: 交付期間	その他の奨励金・助成金・補助金等 ①: 主な要件 ②: 金額等 ③: 交付期間	税法上の優遇措置 (固定資産税の不均一課税) ※主に過疎地域自立促進法、半島振興法 及び国際観光ホテル整備法に関し記載
19	白井市	<p>【白井市企業立地促進条例】</p> <p>① 市街化区域(工業専用地域、千葉ニュータウン等)に工場、研究所及び商業施設を含むその他事業所(但し、不動産賃貸施設、飲食施設、娯楽施設、浴場施設及び風俗営業施設等を除く。)を新設、増設、移転した事業者</p> <p>② 土地を確保した後、3年以内に操業を開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額が1億円以上 ・10人以上の常用雇用者を雇用している ・市税等を完納していること 	<p>①各年度の固定資産税及び都市計画税相当額</p> <p>③5年間交付</p>	<p>① 要件:操業開始日の3箇月前から操業開始後の3箇月後までの間に市民(外国人を含む)である常用雇用者(雇用保険の未加入者を除く)を5人以上、引き続き1年以上雇用しており、市税等を完納</p> <p>交付金額:市民常用雇用者1人につき、10万円を交付(市民常用雇用者が障害者の場合は1人につき30万円を交付)</p> <p>②1回に限り交付</p>		
20	富里市	<p>【富里市工業団地企業立地促進条例】</p> <p>※平成26年3月31日までの時限措置</p> <p>①富里工業団地及び富里第二工業団地に立地する企業</p> <p>②</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 投下固定資産額が1億円以上の工場、研究所、その他事業所 2. 操業開始時対象施設の常用雇用者が5名以上 3. 公害等発生防止の措置、周辺環境に十分配慮された施設であること 4. 市税等が完納されていること 	<p>①対象施設の固定資産税収納相当額を限度</p> <p>②3年間交付</p>	<p>①操業開始時に富里市民を5名以上新規に雇用した場合に、1人10万円を操業開始した日から1年を経過した日以後に交付</p> <p>※新規雇用者は、操業開始3ヶ月前から操業日までに雇用された者</p> <p>②1回に限り交付</p>		

(3) 優遇制度一覧表 (平成 24 年 1 月末現在) ※出典:財団法人日本立地センター「工場立地相談窓口」

	自治体名 【区分】	主な要件 ①: 対象業種等 ②: 基準	立地奨励金 ①: 金額等 (限度額等) ②: 交付期間	雇用促進奨励金 ①: 主な要件と金額等 (限度額等) ②: 交付期間	その他の奨励金・助成金・補助金等 ①: 主な要件 ②: 金額等 ③: 交付期間	税法上の優遇措置 (固定資産税の不均一課税) ※主に過疎地域自立促進法、半島振興法 及び国際観光ホテル整備法に関し記載
21	南房総市 【過疎・半島】	<p>【南房総市企業誘致及び雇用促進に関する条例】</p> <p>① 市内に、耕種農業、製造業、情報サービス業、道路貨物運送業、自然科学研究所、旅館、ホテル、高等教育機関若しくは専修学校等などの事業所等の新設又は増設</p> <p>② 次の要件に全て該当する事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投下固定資産総額が1億円 (中小企業者は3,000万円) 以上 ・ 新規に雇用する常用雇用者のうち、市内在住者が10人 (中小企業者は3人) 以上 ・ 就労する者に占める常用雇用者の割合が1/2以上 ・ 公害防止措置が講じられている 	<p>① 固定資産税相当額 (不均一課税の特例を受けている事業者は不均一課税後の額を限度)</p> <p>② 5年間補助</p>	<p>① 新規に雇用する常用雇用者のうち、市内在住者の雇用1名につき60万円を支援 (総額3千万円を限度)</p> <p>② 1回限り (事業開始した日から1年を経過した日として)</p>	<p>●【環境推進奨励金】</p> <p>① 新エネルギー利用に資する施設を国又はそれに準じた期間から補助を受けて設置した場合</p> <p>② 当該補助算定基準額の1/10に相当する額 (総額500万円を限度)</p> <p>③ 1回限り (事業開始した日から1年を経過した日として)</p> <p>●【再就職支援給付金交付事業】</p> <p>①事業所の閉鎖など会社の都合で離職した子育て世代が、市域を離れず再就職できるよう支援するため、給付金を支給するもの。</p> <p>1. 20歳未満の子の扶養者</p> <p>2. 安房郡市外に勤務している者</p> <p>3. 安房郡市外に単身赴任している者</p> <p>②</p> <p>1. 月額で1人目は3万円、2人目以降は1人につき2万円</p> <p>2. 通勤に係る経費のうち、会社から支給される通勤手当を除いた額。月額最大5万円</p> <p>3. 家賃に係る経費のうち、会社から支給される住居手当を除いた額。月額最大5万円</p> <p>③</p> <p>1. 再就職までの間で、被扶養者の20歳の誕生日の前日の月まで。最長3年間</p> <p>2. 離職日から最長3年間</p> <p>3. 離職日から最長3年間</p>	<p>・ 税条例 (登録ホテル業に対する固定資産税の不均一課税)</p> <p>国際観光ホテル整備法第3条の規定による登録ホテル業の建物</p> <p>税率: 100分の1.2 (5年度分)</p> <p>※内容は本市と同様</p> <p>・ 南房総市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例</p> <p>※内容は本市と同様</p> <p>・ 南房総市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例</p> <p>※内容は本市と同様</p>
22	匝瑳市				<p>【匝瑳市企業誘致条例】</p> <p>①工場又は事業所の新設又は増設を行う者で、農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令 (昭和63年自治省令第26号) 第2条に規定する生産設備で取得金額が同条に規定する取得価格の合計額である3千万以上、かつ常時雇用する従業員数が5人以上</p> <p>②固定資産税</p> <p>③5年間課税免除</p>	

(3) 優遇制度一覧表 (平成24年1月末現在) ※出典:財団法人日本立地センター「工場立地相談窓口」

自治体名 【区分】	主な要件 ①:対象業種等 ②:基準	立地奨励金 ①:金額等(限度額等) ②:交付期間	雇用促進奨励金 ①:主な要件と金額等(限度額等) ②:交付期間	その他の奨励金・助成金・補助金等 ①:主な要件 ②:金額等 ③:交付期間	税法上の優遇措置 (固定資産税の不均一課税) ※主に過疎地域自立促進法、半島振興法 及び国際観光ホテル整備法に関し記載
23 香取市	【香取市企業立地促進条例】 ① 製造業、情報通信業、学術・開発研究機関、運輸・郵便業、旅館・ホテルを市内に新たに立地又は事業を拡張する企業 ② ・新規事業者、業務拡張事業者 投下固定資産額1億円以上で、かつ、新規常用雇用者数が10人以上 ・中小企業者 投下固定資産額5,000万円以上で、かつ、新規常用雇用者数が5人以上	① 固定資産税相当額 ② 5年間交付	① 新規常用雇用者数が15人以上の事業者に対し、香取市内に住所を有する新規常用雇用者一人当たり15万円 ② 3年間で新規雇用者総数100人を限度		
24 いすみ市 【半島】	【いすみ市産業振興及び雇用の促進に関する条例】 ① 新規に事業を行う者又は事業活動を拡大する者 ② 投下固定資産額が1億円(中小企業は5,000万円)以上で、かつ、雇用保険法に規定する被保険者数が10人(中小企業及び観光・宿泊業は5人)以上で、公害防止の適切な措置を講じる者 ※例外:新規常用雇用者数が15人以上の場合は、投下固定資産額の縛り無し	①賦課徴収した固定資産税相当額以内(ただし、製造業の事業対象者で半島振興法に係る固定資産税の特例措置を受けた事業者は、不均一課税後の額) ②5年間交付	① 新たに1年以上引き続いて常用雇用者のうえ、市内に住所を有する者1人あたり10万円(限度額1,000万円) ② 1回限り		・いすみ市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例 ※内容は本市と同様
25 大網白里市	【大網白里市企業誘致条例】 ①無公害・非用水型の優良企業が町内に工場又は研究所の新設 ②投下固定資産総額3億円以上 常時雇用従業員数30人以上	①固定資産税額の範囲内 ②3年間交付			無
26 多古町	【多古町企業誘致条例】 ①工場又は事業所を多古工業団地内に新設 ②投下固定資産総額5億円以上 常時雇用従業員数30人以上	①固定資産税額の範囲内 ②3年間交付			
27 東庄町	【東庄町企業誘致条例】 ①工場または事業所を東庄工業団地内に新設 ②投下固定資産総額3億円以上 常時雇用従業員数20人以上	①固定資産税相当額の範囲内 ②3年間交付			
28 芝山町	【芝山町企業誘致条例】 ①工場又は事業所を芝山町内の工業団地内に新設 ②投下固定資産総額5億円以上 常時雇用従業員数30人以上	①固定資産税相当額 ②初年度 全額 2年度 1/2 3年度 1/3			

(3) 優遇制度一覧表 (平成 24 年 1 月末現在) ※出典:財団法人日本立地センター「工場立地相談窓口」

	自治体名 【区分】	主な要件 ①: 対象業種等 ②: 基準	立地奨励金 ①: 金額等 (限度額等) ②: 交付期間	雇用促進奨励金 ①: 主な要件と金額等 (限度額等) ②: 交付期間	その他の奨励金・助成金・補助金等 ①: 主な要件 ②: 金額等 ③: 交付期間	税法上の優遇措置 (固定資産税の不均一課税) ※主に過疎地域自立促進法、半島振興法 及び国際観光ホテル整備法に関し記載
29	横芝光町				【横芝光町農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例】 ①(農工地区) なお、道路運送業・こん包業・卸売業は増加雇用者が 15 人を超えるもの。 ②固定資産税 ③3 年間の課税免除	
30	一宮町	【一宮町企業誘致条例】 ①工場又は事業所を新設又は拡充 ②・新設 投下固定資産総額 1,000 万円以上かつ 常時雇用従業員数 30 人以上 ・拡充 当該拡充部分の投下固定資産総額 1,000 万円以上の規模を有するもの	①工場に対する町税相当額の範囲内 ②3 年間交付			
31	長生村	【長生村企業立地条例】 ①製造業、ソフトウェア業、情報処理提供 サービス業及びその他村長の認めるもの。 ②投下固定資産総額が 3 億円以上でかつ 常用雇用者数が 30 人以上	・製造業、ソフトウェア業、情報処理提供 サービス業 ①固定資産税相当額の 90/100 に相当す る額 ②3 年間交付 ・その他村長の認めるもの ①固定資産税相当額の 90/100 に相当す る額 ②1 年間交付		【農村地域工業等導入地区固定資産税課 税免除条例】 ①農村地域工業等導入促進法第 5 条第 1 項 又は第 2 項の規定に基づく実施計画に定め られた工業等導入地区内に工業等の用に 供する設備のうち農村地域工業等導入促 進法第 10 条の地区等を定める省令第 2 条 に規定するものを新設し、又は増設した者 なお、道路運送業・こん包業・卸売業は 増加雇用者が 15 人を超えるもの。 ②固定資産税 ③3 年間の課税免除	
32	白子町	【白子町企業誘致条例】 ①町が特に誘致した工場又は事業場を新 設する者 ②投下固定資産時価額 2 億円以上 常時雇用従業員数 50 人以上	① 固定資産税額の範囲内 ② 3 年間交付			・税条例 (登録ホテル業に対する固定資産 税の不均一課税) 国際観光ホテル整備法第 3 条の規定に よる登録ホテル業の建物 税率: 100 分の 1.05
33	長南町 【過疎】					・長南町過疎地域固定資産税課税免除条例 製造の事業、情報通信技術利用事業又 は旅館業の用に供する設備の新築又は 増設した者に、固定資産税の課税を 3 年 間免除

(3) 優遇制度一覧表 (平成 24 年 1 月末現在) ※出典:財団法人日本立地センター「工場立地相談窓口」

	自治体名 【区分】	主な要件 ①: 対象業種等 ②: 基準	立地奨励金 ①: 金額等 (限度額等) ②: 交付期間	雇用促進奨励金 ①: 主な要件と金額等 (限度額等) ②: 交付期間	その他の奨励金・助成金・補助金等 ①: 主な要件 ②: 金額等 ③: 交付期間	税法上の優遇措置 (固定資産税の不均一課税) ※主に過疎地域自立促進法、半島振興法 及び国際観光ホテル整備法に関し記載
34	大多喜町 【過疎・半島】	<p>【大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例】</p> <p>① 製造業、情報通信技術利用事業、旅館業、道路貨物運送業、倉庫業などの事業所を、町内に新設、増設又は移設する事業者</p> <p>② 建物又は償却設備の取得価格の合計額が 1,000 万円以上のもの</p>	<p>① 賦課徴収した固定資産税相当額以内</p> <p>② 5 年間交付</p>	<p>① 町の住民基本台帳に記載されている者を新たに 5 人以上、かつ 1 年以上雇用している場合、新規雇用者 1 人につき 50 万円 (限度額 1,000 万円)。</p> <p>② 1 回限り</p>	<p>【大多喜町過疎地域固定資産税課税免除条例】</p> <p>① 製造の事業、情報通信技術利用事業又は旅館業の用に供する設備の新築又は増設した者</p> <p>③ 新設又は増設した特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対する固定資産税</p> <p>④ 5 か年度免除</p>	<p>・税条例 (登録ホテル業に対する固定資産税の不均一課税)</p> <p>国際観光ホテル整備法第 3 条の規定による登録ホテル業の建物 税率: 100 分の 0.7 (3 年度分)</p> <p>・大多喜町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例 ※内容は本市と同様</p>
35	御宿町 【半島】					御宿町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例 ※内容は本市と同様
36	鋸南町 【過疎・半島】					<p>・鋸南町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例 ※内容は本市と同様</p> <p>・鋸南町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例 ※内容は本市と同様</p>

5 鴨川市における企業立地に関する優遇制度

(1) 企業誘致に関する支援

鴨川市企業等誘致に関する条例の概要

項目	内容
対象業種	工場、学校等の教育施設、遊園施設及びゴルフ場等の事業場の新設、拡充を行う者
対象要件	<ul style="list-style-type: none">企業等の新設 投下固定資産総額が5億円以上であって、常時使用する従業員数が50人以上企業等の拡充 投下固定資産総額が5億円以上
奨励措置	<ul style="list-style-type: none">企業等に対する固定資産税収納額に相当する額の範囲内での奨励金の交付地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定による固定資産税の免除
奨励期間	主たる企業等設備の稼働開始の日の属する事業年度から起算して3年以内

(2) 税制面の優遇制度

区分	過疎地域自立促進特別措置法	半島振興法	国際観光ホテル整備法
根拠条例	鴨川市過疎地域における固定資産税の不均一課税に関する条例	鴨川市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例	鴨川市税条例第62条、第62条の2
適用地区	天津・小湊地区	鴨川市全域	鴨川市全域
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・情報通信技術利用事業 ・旅館業(下宿営業を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル業
不均一課税の対象	固定資産税のうち下記に課するもの <ul style="list-style-type: none"> ・家屋(対象事業の用に供するもの) ・償却資産(対象事業の用に供する機械及び装置) ・土地(取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする上記家屋の建設の着手があった場合、当該家屋の垂直投影部分に係る面積に相当する部分) 	固定資産税のうち下記に課するもの <ul style="list-style-type: none"> ・家屋(対象事業の用に供するもの) ・償却資産(対象事業の用に供する機械及び装置) ・土地(取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする上記家屋の建設の着手があった場合、当該家屋の垂直投影部分に係る面積に相当する部分) 	固定資産税のうち下記に課するもの <ul style="list-style-type: none"> ・家屋(対象事業の用に供するもの)
適用期間	当該固定資産に対して新たに固定資産税を課することとなった年度以降3年間	当該固定資産に対して新たに固定資産税を課することとなった年度以降3年間	当該固定資産に対して新たに固定資産税を課することとなった年度以降5年間
取得価額要件	直接製造の用に供する工業生産設備(家屋・機械・装置)の取得価額の合計が2,700万円を超えること	直接製造の用に供する工業生産設備(家屋・機械・装置)の取得価額の合計が2,700万円を超えること	
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・生産能力 既存設備の取替え・更新のための新增設の場合は、30%以上増加すること ・その他 租税特別措置法による所得税又は法人税上の青色申告による特別償却の適用を受けることができる設備であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産能力 既存設備の取替え・更新のための新增設の場合は、30%以上増加すること ・その他 租税特別措置法による所得税又は法人税上の青色申告による特別償却の適用を受けることができる設備であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際観光ホテル整備法第3条に基づき登録を受けていること
税率 【参考】 本来税率 100分の1.4	初年度 :100分の0.14 第2年度:100分の0.35 第3年度:100分の0.70	初年度 :100分の0.14 第2年度:100分の0.35 第3年度:100分の0.70	初年度 :100分の1.0 第2年度:100分の1.0 第3年度:100分の1.0 第4年度:100分の1.0 第5年度:100分の1.0

(3) その他の支援制度

鴨川市中小企業資金の融資に関する条例

鴨川市の事業所は、中小企業が圧倒的多数を占めていることから、景気に左右されやすい状況にあるため、資金融通の円滑化により中小企業の振興を図っている。

また、新企業の創業等に対し、資金融資や利子補給等を行い、起業者の資金調達コストの軽減を図るなど、起業環境の充実に努めている。

融資制度の概要

この融資制度は、中小企業の皆さまに対する資金の融通を円滑に行い、市内中小企業の振興を図るために、市が一定額を金融機関に預託し、それを原資として、金融機関から融資を行うものです。

融資制度の対象業種

市の融資制度は、市内の中小企業者の皆さまを対象としています。中小企業者の定義は次のとおりとなります。

1 中小企業者

- | | |
|-----------------------|--|
| (1) 製造業・建設業等 | 資本金3億円以下または従業員300人以下 |
| (2) 卸売業 | 資本金1億円以下または従業員100人以下 |
| (3) サービス業 | 資本金5,000万円以下または従業員100人以下 |
| (4) 小売業 | 資本金5,000万円以下または従業員50人以下 |
| (5) ゴム製品製造業 | 資本金3億円以下または従業員900人以下
(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く) |
| (6) ソフトウェア業・情報処理サービス業 | 資本金3億円以下または300人以下 |
| (7) 旅館業 | 資本金5,000万円以下または200人以下 |
| (8) 医業を主たる業とする法人 | 従業員300人以下 |

2 小規模企業者

上記(1)～(8)に該当する中小企業者の方のうち、特に以下に該当する方を小規模事業者としています。

- | | |
|------------|-------|
| ① 商業・サービス業 | 5人以下 |
| ② その他の業種 | 20人以下 |

農業、林業、漁業、金融・保険業（代理店及び保険サービス業を除く）は、融資の対象とはなりません。

鴨川市の中小企業資金融資制度

1 事業資金

対象者：中小企業者で、①～④の要件を満たす方

- ① 資金の用途が、市内の店舗、工場、事業場（営業場）などに関する事業上の資金であること
- ② 市内で引き続き1年以上同一の事業を営んでいる方
- ③ 市民税または固定資産税を課税され、かつ、市税の完納者
- ④ 担保を有する方（保証協会又は金融機関が必要ないと認める場合は不要）

	運転資金	設備資金
融資限度額	800万円	1,500万円
償還期間	5年以内	10年以内

※運転資金と設備資金の両方の資金を借り入れる場合は、2,000万円を限度とします。

2 小口零細企業保証資金

対象者：小規模企業者で、①～④の要件を満たす方

- ① 資金の用途が、市内の店舗、工場、事業場（営業場）などに関する事業上の資金であること
- ② 市内で引き続き1年以上同一の事業を営んでいる方
- ③ 市民税または固定資産税を課税され、かつ、市税の完納者
- ④ 担保を有する方（保証協会又は金融機関が必要ないと認める場合は不要）

	運転資金	設備資金
融資限度額	700万円	1,000万円
償還期間	5年以内	7年以内

※運転資金と設備資金の両方の資金を借り入れる場合は、1,000万円を限度とします。

3 開業育成事業資金

対象者：①～⑥の要件を満たす方

- ① 同一の企業に継続して3年以上勤務している（していた）方、または、同一の業種の企業に継続して5年以上勤務している（していた）方
- ② 独立して現に従事している業種、または、従事していた業種と同一の業種に属する事業を市の区域内で開始しようとする方、または、開始して1年未満の方
- ③ 資金の用途が、市内の店舗、工場、事業場（営業場）などに関する事業上の資金であること
- ④ 融資を受けようとする方（法人の場合は代表者）が市内に引き続き1年以上居住している方
- ⑤ 市税の完納者
- ⑥ 担保を有する方（保証協会又は金融機関が必要ないと認める場合は不要）

	運転資金	設備資金
融資限度額	500万円	500万円
償還期間	5年以内	7年以内

※運転資金と設備資金の両方の資金を借り入れる場合は、500万円を限度とします。

市の助成制度

融資制度のご利用者には、次のとおり利子及び千葉県信用保証協会に支払う信用保証料の補給が行われます。

種類	区分	利子補給率	保証料補給
事業資金	運転資金	1%	2分の1
	設備資金	2%	2分の1
小口零細企業保証資金	運転資金	1%	2分の1
	設備資金	2%	2分の1
開業育成資金	運転資金	1%	2分の1
	設備資金	2%	2分の1

※保証料の補給につきましては、平成20年3月31日以前にお申込みを頂いた方につきましては、全額補給します。

6 旧鴨川市における企業等誘致委員会への付議 案件（一覧）

年度	開催日	付議案件
S 58 年度	S 58. 4. 25	1. 企業誘致の現況について
	S 58. 8. 15	1. その後の企業誘致状況について
S 59 年度	S 59. 5. 4	1. 企業誘致の現況について ①ジャパンレジャーランド（ゴルフ場） ②鴨川カントリークラブ
	S 59. 5. 17	1. ゴルフ場開発計画について
	S 59. 11. 13	1. ゴルフ場開発計画について
S 60 年度	S 60. 10. 29	1. 打墨ゴルフ場事前協議同意について 2. その他
S 61 年度	S 61. 5. 10	1. 【報告】鴨川カントリー倶楽部（和泉）の事業計画について 2. 米国大学日本分校の誘致について 3. ヘリポート設置について
	S 61. 7. 12	1. 米国大学日本分校の誘致について 2. その他
	S 61. 9. 12	1. 米国大学日本分校の誘致について 2. その他
	S 61. 12. 8	1. 米国大学日本分校の誘致について 2. その他
	S 62. 1. 26	1. 【諮問】現太海多目的公益用地の取得について 米国大学日本分校の誘致
S 62 年度	S 62. 5. 1	1. 【経過報告】ゴルフ場（4箇所） ①鴨川カントリークラブ（和泉） ②江見フラワーカントリークラブ（江見内遠野） ③鴨川ゴルフクラブ（打墨） ④鴨川リゾート（池田） 2. 【経過報告】大学誘致（米国大学日本分校） 各大学関係者による視察状況等 3. 【報告】太海多目的公益用地 議会議決等
	S 62. 7. 24	1. 【経過報告】米国大学視察状況報告
	S 62. 11. 5	1. 太海多目的公益用地計画について 2. リゾート法への対応について 3. 多目的漁港について 4. その他
	S 63. 2. 22	1. 【中間報告】米国大学地域開発調査について 2. 【経過報告】太海多目的用地について

年度	開催日	付議案件
S 63 年度	S 63. 11. 16	1. 太海多目的公益用地と後背地開発について 2. マリーナ計画と第3セクターについて
	H元. 1. 13	1. 太海多目的公益用地の利用と後背地開発について 開発業者における規格コンペ実施要領の決定 2. 太海多目的公益用地の進入路について 3. その他
H元年度	H元. 4. 10	1. 太海多目的公益用地及び後背地に関する開発計画の審査について 2. 同地に関する開発計画の業者説明 3. 同地に関する開発計画の採用決定
H 2 年度	H2. 7. 3	1. アナトリア鴨川リゾート計画の開発計画について 2. 千葉建材工業の採石場跡地について 3. 工場の増築計画について ①安田鉄工所の工場増築について ②フジボシ紙工の工場増築について
H 3 年度	H3. 5. 1	1. 企業誘致の現況について
	H3. 10. 11	1. 鴨川リゾートビレッジ（池田）開発計画について 2. サンマリーナ鴨川カントリークラブ（粟斗）開発計画について 3. 企業誘致の現況について
	H4. 1. 30	1. 企業誘致奨励措置適用事業場等について 三共製氷冷蔵（合）からの適用申請について 2. 千葉建材工業採石場跡地対策に係る企業誘致等の経過について ヘリコプター駐機場 日本ケーブル(株)、ランドマーク(株) 3. 太海多目的公益用地とアナトリア鴨川リゾート事業の関係について
H 4 年度	H4. 9. 7	1. 嶺岡採石場跡地対策関係について 日本ケーブル(株)から事業計画説明 2. 太海多目的公益用地及び周辺開発状況について アナトリア鴨川リゾート事業の今後の予定
H 5 年度	H5. 6. 7	1. 当面の諸問題について 嶺岡採石場跡地関連
H13 年度	H13. 4. 24	1. 【協議】 サテライト鴨川場外車券場計画 2. 【報告】 太海多目的公益用地整備事業 ①早稲田大学セミナーハウス関係 ②城西国際大学関係 ③コンベンションホール（県） 3. 【報告】 鴨川漁港利用調整事業 フィシャリーナ事業 4. 【報告】 遊悠と思索の美術館

○鴨川市企業等誘致に関する条例

平成 17 年 2 月 11 日
条例第 132 号

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の経済を振興し、産業の発展に寄与する工場、学校等の教育施設、遊園施設及びゴルフ場等の事業場(以下「企業等」という。)の新設、拡充を行う者に対し、奨励措置を講じるほか、企業等の誘致による地域経済の振興を促進させるために、総合的な調査、研究を行い、もって市勢の進展を図ることを目的とする。

(奨励措置)

第 2 条 市長は、次条の規定により指定する企業等の経営者に対し、次の奨励措置を講ずることができる。

- (1) 企業等に対する固定資産税収納額に相当する額の範囲内での奨励金の交付
- (2) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 6 条第 1 項の規定による固定資産税の免除

(指定)

第 3 条 企業等の指定を受けようとする者は、企業等の新設又は拡充につき、あらかじめ市長に申請書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認められるときはこれを指定するものとする。

(指定の基準)

第 4 条 前条の規定による指定の対象となる企業等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準を満たすものでなければならない。

- (1) 企業等の新設 投下固定資産総額が 5 億円以上であって、常時使用する従業員数が 50 人以上であること。
 - (2) 企業等の拡充 投下固定資産総額が 5 億円以上であること。
- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の基準に該当しない企業等であっても指定することができる。

(奨励措置を講ずる期間)

第 5 条 奨励措置を講ずる期間は、主たる企業等設備の稼働開始の日の属する事業年度から起算して 3 年以内とする。

- 2 企業等の建設着手後から、主たる企業等設備の稼働開始に至るまでの期間において固定資産税の賦課をし得る場合は、第 2 条の例により奨励措置を講ずることができる。
- 3 市長は、特別の事情があると認めるときは、更に 2 年を限って第 1 項の期間を延長することができる。

(奨励措置の取消し又は停止)

第 6 条 市長は、現に奨励措置を受けている者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定を取り消し、又は奨励措置を停止することができる。

- (1) 主たる企業等設備の稼働開始の予定月日が著しく遅延したとき。
 - (2) 事業を廃止し、若しくは休止したとき、又は廃止若しくは休止の状況にあるとき。
 - (3) 第 4 条第 1 項に規定する基準を欠いたとき。
- 2 市長は、詐偽その他不正の行為により奨励措置を受けた者に対しその指定を取り消し、奨励金の全部若しくは一部の返納を命じ、又は免除していた固定資産税を賦課することができる。

(委員会)

第 7 条 企業等の誘致に関する事項を調査審議するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定により、鴨川市企業等誘致委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第8条 委員会は、第1条の目的を達成するため、市長の諮問に応じ、次のことを行うことができる。

- (1) 企業等の誘致による地域整備を図るための意見を具申する。
 - (2) 企業等の誘致を含めて本市経済の振興を図るために、総合的な調査、研究を行うとともに、必要な条件整備等を市長に提言する。
- 2 市長は、次に掲げる事項については、委員会の意見を聴かなければならない。
- (1) 奨励措置を適用する企業等の指定
 - (2) 奨励金の額及び固定資産税の免除の決定
 - (3) その他この条例の施行に関し重要な事項及びこの条例の目的を達成するために必要な事項
- (組織)

第9条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市議会議員及び識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
 - 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
 - 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (任期)

第10条 委員の任期は、委嘱の日から諮問に係る審議が終了するまでの間とする。

(会議)

第11条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- (委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年2月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の鴨川市企業誘致条例(昭和46年鴨川市条例第69号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

○鴨川市企業等誘致に関する条例施行規則

平成 17 年 2 月 11 日
規則第 112 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鴨川市企業等誘致に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 132 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定申請の手続)

第 2 条 企業等は、条例第 3 条第 1 項の規定により指定を受けようとするときは、企業誘致奨励措置適用企業等指定申請書(別記第 1 号様式)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 企業等に係る登記事項証明書
 - (3) その他市長が必要と認めた書類
- (指定書の交付及び奨励措置の通知)

第 3 条 市長は、条例第 3 条第 2 項の規定により指定するときは、企業等誘致奨励措置適用企業等指定書(別記第 2 号様式)を交付する。

2 市長は、前項の規定により指定書を交付したときは、条例第 2 条及び第 5 条の規定による奨励措置の方法及び期間について企業等に通知する。

(申請書等の変更届出)

第 4 条 企業等は、条例の規定による申請書等の記載事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(報告)

第 5 条 市長は、必要があると認めるときは、企業等に対し、当該企業等の投下固定資産総額、従業員数等その他必要な事項に関し、報告を求めることができる。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の鴨川市企業誘致条例施行規則(昭和 58 年鴨川市規則第 6 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 132 号)

この規則は、公布の日から施行する。

※ 第 1 号様式(第 2 条関係)、第 2 号様式(第 3 条関係) (略)

○鴨川市過疎地域における固定資産税の不均一課税に関する条例

平成 17 年 2 月 11 日
条例第 51 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、本市の過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号。以下「法」という。)第 33 条第 2 項前段の規定により法第 2 条第 1 項に規定する過疎地域とみなされる区域をいう。以下同じ。)内において、産業の活性化を図るため、製造の事業、情報通信技術利用事業(法第 30 条に規定する情報通信技術利用事業をいう。)又は旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する設備を新設又は増設した者について、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 6 条第 2 項の規定により固定資産税の特例を定めるものとする。

(不均一課税)

第 2 条 過疎地域の区域内における新設又は増設に係る特別償却設備(過疎地域自立促進特別措置法第 31 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成 12 年自治省令第 20 号。以下「省令」という。)第 1 条第 1 号に規定する特別償却設備をいう。)である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(省令第 1 条第 1 号に規定する公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、固定資産税を最初に課すべきこととなる年度以降 3 年度に限り、鴨川市税条例(平成 17 年鴨川市条例第 48 号)第 62 条及び第 62 条の 2 の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める税率とする。ただし、鴨川市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 49 号)を適用する事業については、この規定は適用しない。

- (1) 初年度分 100 分の 0.14
- (2) 第 2 年度分 100 分の 0.35
- (3) 第 3 年度分 100 分の 0.70

2 前項の規定の適用を受けた以降の各年度の固定資産税率は、鴨川市税条例第 62 条の規定を適用する。

(不均一課税に係る申請)

第 3 条 前条の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、不均一の課税を受けようとする各年度の賦課期日の属する年の 3 月 15 日までに市長に申請しなければならない。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成 28 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、合併前の天津小湊町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例(平成 2 年天津小湊町条例第 9 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日条例第 160 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鴨川市過疎地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の規定は、平成17年4月1日以後に新設され、又は増設される施設について適用し、同日前に新設され、又は増設された施設については、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月31日条例第14号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

○鴨川市過疎地域における固定資産税の不均一課税に関する条例施行規則

平成17年2月11日
規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、鴨川市過疎地域における固定資産税の不均一課税に関する条例(平成17年条例第51号。以下「条例」という。)に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(不均一課税に係る申請)

第2条 条例第3条に規定する申請は、過疎地域における固定資産税の不均一課税に関する申請書(別記第1号様式)によるものとする。

(不均一課税の決定通知)

第3条 市長は、不均一課税を決定した場合は、不均一課税決定通知書(別記第2号様式)により当該不均一課税を受ける者に通知するものとする。

(不均一課税の取消通知)

第4条 市長は、不均一課税を取り消した場合は、固定資産税不均一課税取消通知書(別記第3号様式)により当該不均一課税を受けている者に通知するものとする。

(その他)

第5条 この規則の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年2月11日から施行する。

(失効)

2 この規則は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成22年3月31日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

※ 第1号様式(第2条関係)、第2号様式(第3条関係)、第3号様式(第4条関係) (略)

○鴨川市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例

平成 17 年 2 月 11 日
条例第 49 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 6 条第 2 項の規定に基づき、半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)第 2 条第 1 項に規定する半島振興対策実施地域(以下「実施地域」という。)の振興を促進するため、実施地域の区域内において製造の事業又は旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者に関し固定資産税の特例を定めるものとする。

(不均一課税)

第 2 条 実施地域の区域内における新設又は増設に係る特別償却設備(半島振興法第 17 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成 7 年自治省令第 16 号。以下「省令」という。)第 1 条第 1 号に規定する特別償却設備をいう。)である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(省令第 1 条第 1 号に規定する公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、固定資産税を最初に課すべきこととなる年度以降 3 年度に限り、鴨川市税条例(平成 17 年鴨川市条例第 48 号)第 62 条及び第 62 条の 2 の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める税率とする。

- (1) 初年度分 100 分の 0.14
- (2) 第 2 年度分 100 分の 0.35
- (3) 第 3 年度分 100 分の 0.70

(不均一課税に係る申請)

第 3 条 前条の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、不均一の課税を受けようとする各年度の賦課期日の属する年の 3 月 15 日までに市長に申請をしなければならない。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成 27 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、合併前の鴨川市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例(昭和 61 年鴨川市条例第 16 号)又は天津小湊町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例(平成 7 年天津小湊町条例第 9 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日条例第 159 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鴨川市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例第 2 条の規定は、平成 17 年 4 月 1 日以後に新設され、又は増設される施設について適用し、同日前に新設され、又は増設された施設については、なお従前の例による。

○鴨川市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例施行規則

平成 17 年 2 月 11 日
規則第 49 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鴨川市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 49 号。以下「条例」という。)に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(不均一課税に係る申請)

第 2 条 条例第 3 条に規定する申請は、半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する申請書(別記第 1 号様式)に市長が必要と認める書類を添付するものとする。

(不均一課税の決定通知書)

第 3 条 市長は、前条の規定による申請があったときはこれを審査し、不均一課税を決定したときは、固定資産税の不均一課税決定通知書(別記第 2 号様式)により、当該不均一課税を受ける者に通知するものとする。

(その他)

第 4 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。

(失効)

2 この規則は、平成 27 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この規則の施行の日の前日までに、合併前の鴨川市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例施行規則(昭和 61 年鴨川市規則第 23 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

※ 第 1 号様式(第 2 条関係)、第 2 号様式(第 3 条関係) (略)

第1条から第61条 (略)

(固定資産税の税率)

第62条 固定資産税の税率は、100分の1.4とする。

(固定資産税の不均一課税)

第62条の2 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号。以下「ホテル整備法」という。)第3条の規定による登録ホテル業の用に供する建物に対して課する固定資産税の税率は、前条の規定にかかわらず、新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分に限り、100分の1.0とする。ただし、目的以外に使用する部分については、これを適用しない。

2 前項の規定による固定資産を有する者は、ホテル整備法第3条の規定による登録を受けた日の属する年度の3月15日(当該登録が3月15日以降の場合は、翌年の3月15日とする。)までに次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。登録の取消しその他申請事項に異動があったときも、また同様とする。

- (1) 所有者の住所及び氏名又は名称
- (2) 建物の所在地、家屋番号、種類、構造、床面積、平面図及び登録年月日
- (3) 登録を証する書類

第63条以降 (略)

○鴨川市中小企業資金の融資に関する条例

平成 19 年 9 月 28 日

条例第 22 号

鴨川市中小企業資金の融資に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 133 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号。以下「法」という。)及び責任共有制度要綱(平成 18・09・12 中庁第 2 号)並びに千葉県信用保証協会(以下「保証協会」という。)の信用保証に基づき、金融機関を通じて中小企業者に対する資金の融通を円滑に行い、もって市内中小企業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 法第 2 条第 1 項各号に掲げる者のうち、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合を除く市内に店舗、工場、事業場又は営業場等を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第 2 条第 2 項に規定する小規模企業者であつて、市内に店舗、工場、事業場又は営業場等を有するものをいう。
- (3) 運転資金 事業の経営上必要とする資金であつて、商製品の仕入れ又は手形若しくは買掛金の決済等に要する資金をいう。
- (4) 設備資金 事業の経営上必要とする資金であつて、生産若しくは販売に必要な機械又は器具に要する資金及び店舗、工場等の移転又は新築、増築若しくは改築に要する資金をいう。
- (5) 事業資金 中小企業者が事業の経営上必要とする運転資金及び設備資金をいう。
- (6) 小口零細企業保証資金 小規模企業者が事業の経営上必要とする資金であつて、国が責任共有制度要綱に定める小口零細企業保証制度に係る保証の適用を受ける運転資金及び設備資金をいう。
- (7) 開業育成資金 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始し、又は事業を営んでいない個人が新たに会社を設立して事業を開始するために要する資金並びに既に事業を開始し、事業経歴が 1 年未満である個人又は法人が事業の経営上必要とする運転資金及び設備資金をいう。

(融資資金の種類等)

第 3 条 融資資金の種類、融資限度額及び償還期間は次に掲げるとおりとする。

融資資金の種類	区分	融資限度額	償還期間
事業資金	運転資金	800 万円	5 年以内
	設備資金	1,500 万円	10 年以内
小口零細企業保証資金	運転資金	700 万円	5 年以内
	設備資金	1,000 万円	7 年以内
開業育成資金	運転資金	500 万円	5 年以内
	設備資金	500 万円	7 年以内

- 2 事業資金において運転資金と設備資金を併せて融資を受ける場合における融資金額の合計は、2,000 万円を超えることができない。
- 3 小口零細企業保証資金において運転資金と設備資金を併せて融資を受ける場合における融資金額の合計は、1,000 万円を超えることができない。

- 4 開業育成資金において運転資金と設備資金を併せて融資を受ける場合における融資金額の合計は、500万円を超えることができない。
- 5 この条例に基づく資金の融資を受けている者が、現に融資を受けている資金と同一の種類の資金又は別の種類の資金についてさらに融資を受けようとする場合において、融資を受けることができる資金の額は、第1項の表に定めるさらに融資を受けようとする資金の融資限度額から償還の完了していない額を控除して得た額以内の額とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、現に開業育成資金の融資を受けている者は、さらに当該融資を受けている資金と同一の区分の開業育成資金については、融資を受けることができない。

(融資の対象者)

第4条 事業資金の融資を受けることのできる中小企業者及び小口零細企業保証資金の融資を受けることのできる小規模企業者は、具体的な事業計画のもとに独立して事業を営み、次の各号に掲げる要件のすべてを備える者とする。

- (1) 資金の用途が、市内の店舗、工場、事業場又は営業場等に係る事業上の運転資金又は設備資金であること。
 - (2) 市内で引き続き1年以上同一の事業を営み、市民税又は固定資産税を課せられている者で、かつ、市税の完納者であること。
 - (3) 担保を有すること。ただし、保証協会又は金融機関が必要がないと認める場合はこの限りでない。
- 2 開業育成資金の融資を受けることのできる者は、次の各号に掲げる要件のすべてを備える者とする。
- (1) 同一の企業に継続して3年以上又は同一の業種の企業に5年以上勤務している者又は勤務していた者で、独立して現に従事している業種又は従事していた業種と同一の業種に属する事業を市の区域内で開始しようとする者又は開始した者であること。
 - (2) 資金の用途が、市内の店舗、工場、事業場又は営業場等に係る事業上の運転資金又は設備資金であること。
 - (3) 個人である融資を受けようとする者又は法人である融資を受けようとする者の代表者が市内に引き続き1年以上居住していること。
 - (4) 市税の完納者であること。
 - (5) 担保を有すること。ただし、保証協会又は金融機関が必要がないと認める場合は、この限りでない。

(保証人)

第5条 この条例に基づき融資を行う場合にあつては、融資を受ける者が法人である場合の当該法人の代表者を除き連帯保証人は徴しない。ただし、保証協会又は金融機関が必要と認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により保証人となる者は、本市に引き続き1年以上居住し、独立の生計を営む市税の完納者であつて、主たる債務を担保し得るものでなければならない。

(利率及び保証料)

第6条 貸付利率は、市長と金融機関が協議して定めた利率とする。

- 2 保証料は、保証協会の定めるところによる。

(利子補給)

第7条 市長は、この条例の規定による融資を受けた者に対し、その資金に対する利子の一部を補給する。

- 2 前項に規定する利子の補給は、当該融資を行った金融機関(以下「取扱金融機関」という。)に対して、利子補給金を交付することにより行う。

- 3 利子補給の期間は、取扱金融機関が融資を行った日から起算して5年間とする。

- 4 利子補給金の額は、年2パーセントの範囲内で別に市長が定める。

(保証料の補給)

第8条 市長は、この条例の規定による融資を受けた者に対し、その資金に対する保証料の2分の1の額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を補給する。

2 前項に規定する保証料の補給は、当該融資を受け、現に保証料を支払った者に対して行う。

(償還)

第9条 資金の償還は、割賦払いを原則とし、貸付期間満了の日までにその全額を返還しなければならない。

(補償)

第10条 保証協会がこの条例の規定による融資を受けた者に代わってその債務を弁済(以下「代位弁済」という。)したときは、市は当該代位弁済額の20パーセントを限度とし、市と保証協会の協議により定める額を補償する。ただし、保証協会の被った損失が保証協会の故意又は重大な過失によると認める場合は、この限りでない。

(補償の請求)

第11条 保証協会が前条の規定により補償を受けようとするときは、代位弁済をしたものにつき、必要な証拠書類を添えて市長に請求しなければならない。

(補償金の返納)

第12条 保証協会は、第10条の規定により市から補償を受けた後において、その補償に係る債権の全部又は一部を回収したときは、市長に対し直ちにその旨を報告するとともに、回収金額の20パーセントを限度として市と保証協会の協議により定める額を市に返納しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(返還)

第13条 市長は、取扱金融機関から資金の融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該融資を受けた者及び取扱金融機関に通知して融資した資金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この条例に定める資金の用途以外に使用したとき。

(2) 資金の融資の継続を不相当と認めたとき。

(3) 市長の定める申請書及び添付書類に不実の記載があったと認められるとき。

2 前項の規定は、第7条の規定による利子補給金及び第8条の規定による保証料補給金について準用する。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

(中小企業資金に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の鴨川市中小企業資金の融資に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定による鴨川市中小企業資金(以下「旧資金」という。)の融資を受けている者は、改正後の鴨川市中小企業資金の融資に関する条例(以下「新条例」という。)第3条第1項に規定する事業資金の融資を受けている者とみなす。

(利子補給金に関する経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第12条の規定により市が給付した旧資金に係る利子補給金は、新条例第7条の規定により市が給付した利子補給金とみなす。

(保証料の補給に関する経過措置)

4 新条例第8条の規定は、平成20年4月1日以後に申請された融資に係る保証料から適用し、同日前に申請された融資に係る保証料については、旧条例第11条の規定の例による。

5 旧条例第 11 条の規定により市が負担した保証料(前項の規定により旧条例第 11 条の規定の例により市が負担したものを含む。)は、新条例第 8 条の規定により市が補給した保証料とみなす。

(代位弁済に対する補償に関する経過措置)

6 施行日前に旧条例第 8 条の規定により市が保証協会にした補償は、新条例第 10 条の規定により市が保証協会にした補償とみなす。

(東日本大震災に起因する売上高の減少があった者に対する融資限度額の特例)

7 東日本大震災に起因する売上高の減少で規則で定める条件に該当する者から平成 23 年 5 月 1 日から同年 12 月 28 日までの間に事業資金の運転資金に係る融資の申請があった場合の当該申請に係る融資限度額は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、2,000 万円とする。この場合における同条第 2 項及び第 5 項の規定の適用については、同条第 2 項中「2,000 万円」とあるのは「3,000 万円」と、同条第 5 項中「第 1 項の表」とあるのは「第 1 項の表又は附則第 7 項」とする。

附 則(平成 23 年 4 月 28 日条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○鴨川市中小企業資金の融資に関する条例施行規則

平成 17 年 2 月 11 日

規則第 113 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鴨川市中小企業資金の融資に関する条例(平成 19 年鴨川市条例第 22 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(取扱金融機関)

第 2 条 条例に基づく融資を取り扱う金融機関(以下「取扱金融機関」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 株式会社 千葉銀行
- (2) 株式会社 千葉興業銀行
- (3) 株式会社 京葉銀行
- (4) 館山信用金庫
- (5) 房総信用組合

(預託)

第 3 条 市は、融資資金として一定の金額を取扱金融機関に預託するものとする。

(保証人)

第 4 条 条例第 5 条第 1 項ただし書の規定により連帯保証人を徴する場合において、条例及びこの規則に基づく融資事務に携わる関係職員及び市議会議員は、連帯保証人となることができない。

2 条例第 5 条第 1 項の規定により連帯保証人を徴した場合において、当該保証人を徴した融資を受けた者は、連帯保証人が死亡し、又はその住所が不明となり、若しくは連帯保証人としての要件を欠いたときは、遅滞なく、新たに連帯保証人を付し、市長の承認を得なければならない。

(融資の申込み)

第 5 条 融資を受けようとする者は、中小企業融資申請書(別記第 1 号様式)に次に掲げる書類を添付し、取扱い金融機関を経由して市長に申請しなければならない。

- (1) 市税に係る納税証明書(連帯保証人がある場合においては当該者に係るものを含む。)
- (2) 条例第 3 条第 1 項に規定するそれぞれの資金のうち設備資金の融資を受けようとする場合においては、資金の用途の分かる見積書、仕様書又はカタログその他の書類
- (3) 千葉県信用保証協会及び取扱金融機関が定める書類
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(融資の決定)

第 6 条 市長は、前条の規定により融資申請があったときは、融資の可否を決定し、中小企業融資可否決定通知書(別記第 2 号様式)により申請者に通知するものとする。

(取下げ)

第 7 条 第 5 条の規定により融資の申請をした者は、当該申請を取り下げようとするときは、中小企業融資申請取下書(別記第 3 号様式)により市長に届け出なければならない。

(利子補給金)

第 8 条 条例第 7 条の規定による利子補給の率は、次の各号に掲げる融資資金の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 運転資金 年 1 パーセント
- (2) 設備資金 年 2 パーセント

2 利子補給金の額は、取扱金融機関が毎年 1 月 1 日から 12 月末日までに中小企業者から徴した利子額を融資利率で除したものに利子補給率を乗じて得た額とする。

(利子補給金の交付申請)

第9条 利子補給金の交付の申請をしようとする取扱金融機関は、利子補給金交付申請書(別記第4号様式)に、利子補給金明細書(別記第5号様式)及び利子補給計算書を添えて、市長に提出しなければならない。

(利子補給の決定)

第10条 市長は、前条の利子補給金交付申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは交付を決定する。

(利子補給金の実績報告)

第11条 利子補給金の交付決定を受けた取扱金融機関は、前条の交付の決定に係る会計年度の終了の日までに、利子補給金実績報告書(別記第6号様式)により市長に実績報告をしなければならない。

(利子補給金の請求)

第12条 利子補給金の交付を請求しようとする取扱金融機関は、利子補給金交付請求書(別記第7号様式)により市長に請求するものとする。

(保証料補給金)

第13条 条例第8条に規定する保証料の補給は、取扱金融機関が融資を実行した日から債務者が債務を完済した日までにおける保証料を対象とする。ただし、借入期間の経過した期間に係る保証料については、負担しないものとする。

(保証料補給金の交付申請)

第14条 保証料補給金の交付を申請しようとする者は、保証料補給金交付申請書(別記第8号様式)に保証料計算書(別記第9号様式)を添えて市長に提出しなければならない。

(保証料補給の決定)

第15条 市長は、前条の保証料補給金交付申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは交付を決定する。

(保証料補給金の実績報告)

第16条 保証料補給金の交付決定を受けた者は、前条の交付の決定に係る会計年度の終了の日までに、保証料補給金実績報告書(別記第10号様式)により市長に実績報告をしなければならない。

(保証料補給金の請求)

第17条 保証料補給金の交付を請求しようとする者は、保証料補給金交付請求書(別記第11号様式)により市長に請求するものとする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年2月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに申請のあった融資に係る手続その他の事項については、なお合併前の鴨川市中小企業資金の融資に関する規則(昭和50年鴨川市規則第11号)又は天津小湊町中小企業資金融資条例施行規則(昭和40年天津小湊町規則第2号)の例による。

(条例附則第7項の規則で定める条件)

3 条例附則第7項の規則で定める条件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 融資の申請の日の属する月(以下「申請月」という。)の前3月間の売上高が前年同期に比べ5パーセント以上減少していること。

(2) 申請月の前1月間の売上高が前年同期に比べ20パーセント以上減少し、かつ、申請月以後3月間の売上高が前年同期に比べ20パーセント以上減少することが見込まれること。

(東日本大震災に起因する売上高の減少があった者に対する特例)

4 条例附則第7項の規定の適用がある融資の申請をするときは、当該申請の際に、前項各号のいずれかに該当する者(次項において「特例対象者」という。)であることを証する書類を併せて提出しなければならない。

5 市長は、特例対象者が平成23年4月1日から同年12月31日までの間に条例に基づく事業資金の運転資金に係る融資を受けたときは、第8条の規定にかかわらず、当該融資に係る利子補給の率の割合を年2パーセントとすることができる。

附 則(平成17年6月30日規則第138号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年9月28日規則第23号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第12号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月28日規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の鴨川市中小企業資金の融資に関する条例施行規則の規定は、平成23年5月1日以後にされた申請に係る融資について適用し、同日前にされた申請に係る融資については、なお従前の例による。

※ 第1号様式(第5条関係)、第2号様式(第6条関係)、第3号様式(第7条関係)、第4号様式(第9条関係)、第5号様式(第9条関係)、第6号様式(第11条関係)、第7号様式(第12条関係)、第8号様式(第14条関係)、第9号様式(第14条関係)、第10号様式(第16条関係)、第11号様式(第17条関係) (略)